

平成31年2月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成31年度当初予算等関係)

福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額

「前年度」の欄は今年度の当初予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成31年2月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

福祉保健部

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成31年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表)	1
		福祉保健課	2
		福祉監査指導課	30
		障がい福祉課	38
		長寿社会課	88
	子育て応援課	108	
	青少年・家庭課	141	
	子ども発達支援課	162	
	健康政策課	183	
	医療政策課	205	
	医療・保険課	252	
	2 歳入歳出事項別明細書		263
	3 節の明細		271
	4 継続費に関する調書	子ども発達支援課	291
	5 債務負担行為に関する調書	福祉保健課ほか	292

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	平成31年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		
	1 総括表	青少年・家庭課	312
	2 歳入事項別明細書	"	313
	3 予算説明資料	"	314
	4 歳入歳出事項別明細書	"	315
	5 節の明細	"	316
	6 債務負担行為に関する調書	"	317
	7 地方債に関する調書	"	319
議案第6号	平成31年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算		
	1 総括表	医療・保険課	320
	2 歳入事項別明細書	"	321
	3 予算説明資料	"	324
	4 歳入歳出事項別明細書	"	334
	5 節の明細	"	336
	6 債務負担行為に関する調書	"	338

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第37号	鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例	子ども発達支援課	339
議案第38号	鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例	福祉保健課 長寿社会課 子ども発達支援課 医療・保険課	341
議案第39号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	障がい福祉課 子ども発達支援課 医療政策課	349

議案番号	件名	課名等	頁
議案第41号	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	福祉保健課	355
議案第42号	鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例	福祉保健課	360
議案第43号	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例	障がい福祉課 長寿社会課 子ども発達支援課	362
議案第47号	財産を減額して貸し付けること((元)境水産高等学校情報事務科棟の建物及び周辺用地)について	障がい福祉課	371

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解について (平成31年1月21日専決)	子ども発達支援課	372
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	福祉保健課	373

予算説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,416,962	5,174,761	242,201	340,716	9,000	412,795	4,654,451	
福祉監査指導課	857,208	784,128	73,080	211,639		7,297	638,272	
障がい福祉課	7,398,184	7,333,326	64,858	830,659		265,933	6,301,592	
長寿社会課	9,864,848	9,826,473	38,375	152,695		185,441	9,526,712	
子育て応援課	6,953,243	6,673,756	279,487	760,465	70,000	72,008	6,050,770	
青少年・家庭課	2,566,776	2,494,272	72,504	1,117,641	104,000	9,549	1,335,586	
子ども発達支援課	1,483,963	1,150,921	333,042	96,086	595,000	368,727	424,150	
健康政策課	1,269,460	1,359,775	△ 90,315	545,618		3,432	720,410	
医療政策課	5,600,829	5,757,211	△ 156,382	570,747	18,000	858,675	4,153,407	
医療・保険課	13,240,257	13,224,994	15,263	15,858		1,058	13,223,341	
一般会計合計	54,651,730	53,779,617	872,113	4,642,124	<462,100> 796,000	2,184,915	47,028,691	県費負担 47,490,791

説明

主な事業

- ・子どもの居場所推進事業
- ・とっとりモデルの共同受注体制構築事業
- ・あいサポート推進事業
- ・鳥取県障がい者アート推進事業
- ・「介護で働きたい!」を増やす参入促進事業
- ・元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業
- ・子どものための教育・保育給付費県負担金
- ・保育料無償化等子育て支援事業
- ・(新)子ども・子育て支援施設等利用県負担金
- ・(新)幼児教育無償化に向けた体制整備支援事業
- ・(新)医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業
- ・(新)熱中症予防対策強化事業
- ・ココカラげんき鳥取県推進事業
- ・がん対策推進事業
- ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業
- ・(新)外国人患者に対する医療提供体制整備事業
- ・鳥取県国民健康保険運営事業特別会計

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福祉保健課 (内線: 7139)

12目 諸費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部国庫返還金調整事業	133,000	133,000	0				133,000	
トータルコスト	133,000千円 (前年度 133,000千円)			[正職員: 0.0人]				
主な業務内容	国庫返還事務、執行管理							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
平成30年度以前の福祉保健部内の国庫 (負担) 補助事業について執行実績により精算した結果、受け取り超過となった国庫 (負担) 補助金を返還することに要する経費である。								

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7158)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心のバリアフリー推進事業	967	2,731	△1,764	739			228	
トータルコスト	5,730千円 (前年度7,498千円)			[正職員: 0.6人]				
主な業務内容	制度周知、協定締結・利用証交付、普及啓発、協議会の開催							
工程表の政策目標 (指標)	車いす使用者用駐車場の適正な利用							
事業内容の説明								
1. 事業の目的・概要								
県民一人ひとりへバリアフリーに関する意識の浸透を図り、高齢者・障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進する。								
2. 主な事業内容 (単位: 千円)								
項目	内 容						予算額	
ハートフル駐車場利用証制度	公共的施設の車いす使用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす使用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配布 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配布 ○制度周知用チラシの作成、配布						福祉保健部管理運営費 (民生費) の標準事務費で執行	
普及啓発	小学生向け冊子の作成						739	
推進体制整備	福祉のまちづくり推進協議会の開催等						228	

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費	47,631	37,557	10,074		<5,000> 9,000	(使用料) 3,181	35,450	県費負担 40,450
トータルコスト	50,012千円 (前年度39,941千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託料支払事務、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(1) 指定管理による管理運営 鳥取県における福祉の担い手の養成をはじめ、各種の福祉情報の発信などの拠点として整備した鳥取県立福祉人材研修センターの管理運営について、指定管理者へ委託するものである。</p> <p>【施設の概要】 所在地：鳥取市伏野1729-5 延床面積：5,401.04㎡</p> <p>(2) 空冷式エアコン更新工事 現在設置している空冷式エアコンは設置から17年が経過し、耐用年数15年を超過のため、腐食などが発生しており、エアコンが停止した場合、施設利用者などに多大な影響が出るため、更新する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理者 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 (鳥取市伏野1729-5) 会長 藤井 喜臣</p> <p>(2) 業務の内容 ア 福祉人材研修センターの施設設備の維持管理に関する業務 イ 福祉人材研修センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 設定済債務負担行為額 191,257千円 (31年度37,973千円、32年度以降38,321千円×4年)</p> <p>(5) 空冷式エアコン更新工事 9,658千円 ※財源に公共施設等適正管理推進事業債を充当</p> <p>【内訳】 工事費 8,780千円 消費税 878千円</p>								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源						
鳥取県社会福祉協議会 活動費交付金事業	93,137	99,159	△6,022			基金繰入金 12,121	81,016						
トータルコスト	97,106千円（前年度103,132千円） [正職員：0.5人]												
主な業務内容	交付金交付事務												
工程表の政策目標（指標）	支え愛まちづくりの推進と誰もが地域で住み続けるための仕組みの構築												
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」）に交付金を交付することにより、組織体制の安定化・強化及び専門性や企画立案能力、ネットワークを活用し、自主的に福祉課題に対応できる事業を実施する体制の整備を図る。</p>													
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県社協運営費助成事業 52,937千円 （うち人件費50,897千円 職員9人）</td> <td>役職員の人件費、交付金制度の外部評価等</td> </tr> <tr> <td>基盤整備事業 40,200千円 （うち人件費35,166千円 職員6人）</td> <td>鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。（※県社協の企画・立案能力を活用する。） ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○地域共生社会実現支援事業 ・地域福祉活動計画の策定支援、市町村社協担当制の実施、社会福祉法人の地域貢献実施支援 ○災害救援プラットフォーム機能整備事業 ・大規模災害に備えた県社協本部機能や関係する支援団体とのネットワーク機能の強化のための取組</td> </tr> </tbody> </table>								事業名	事業概要	県社協運営費助成事業 52,937千円 （うち人件費50,897千円 職員9人）	役職員の人件費、交付金制度の外部評価等	基盤整備事業 40,200千円 （うち人件費35,166千円 職員6人）	鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。（※県社協の企画・立案能力を活用する。） ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○地域共生社会実現支援事業 ・地域福祉活動計画の策定支援、市町村社協担当制の実施、社会福祉法人の地域貢献実施支援 ○災害救援プラットフォーム機能整備事業 ・大規模災害に備えた県社協本部機能や関係する支援団体とのネットワーク機能の強化のための取組
事業名	事業概要												
県社協運営費助成事業 52,937千円 （うち人件費50,897千円 職員9人）	役職員の人件費、交付金制度の外部評価等												
基盤整備事業 40,200千円 （うち人件費35,166千円 職員6人）	鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。（※県社協の企画・立案能力を活用する。） ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○地域共生社会実現支援事業 ・地域福祉活動計画の策定支援、市町村社協担当制の実施、社会福祉法人の地域貢献実施支援 ○災害救援プラットフォーム機能整備事業 ・大規模災害に備えた県社協本部機能や関係する支援団体とのネットワーク機能の強化のための取組												
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成28年度に県社協の企画能力を活用した事業に取り組めるように交付金制度を見直し、県社協が認識している課題に対して交付金事業を活用して取り組んでいる。</p> <p>平成28年度から平成30年度までに基盤整備事業を行い、以下のような取組の企画・実施により、県社協に求められている役割について一定程度の成果があったが、大規模災害への対応や、市町村社協・社会福祉法人等への地域共生社会実現に向けた取組の推進については今後の課題があることから、引き続き事業を実施する。</p> <p>＜H28～H30取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度間の狭間ある者に対する「えんくるり事業（社会福祉法人の地域貢献モデル事業）」の創設 ・市町村社協が自治会、集落等で住民主体の地域づくりを行うための「“我がまち”づくりのためのガイドライン」策定 ・大規模災害時における県社協役職員の対応マニュアル整備と、職員への周知 ・介護職員・保育士の意識や、介護職場・保育士職場の環境調査と、それに対する処遇や職場環境改善への支援 <p>＜今後の課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体的な地域づくり・相談体制等を整備する上での効果的な働きかけ ・社会福祉法人間で連携した複合的な地域課題への対応（地域公益事業の促進） ・大規模災害時の安定した災害ボランティアセンターの運営や平時からの関係者連携の強化 													

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県再犯防止推進事業	28,945	26,696	2,249	23,867			5,078	
トータルコスト	32,914千円 (前年度31,464千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	再犯防止推進協議会の運営、支援対象者への支援等							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。								
2 主な事業内容								
(1) 再犯防止推進協議会の開催 250千円								
ア 開催回数 年2回程度								
イ 構成者 鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等								
ウ 内容 相互の情報交換や課題の共有、鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理等								
(2) 鳥取県社会生活自立支援センターの運営 11,264千円								
相談支援員を配置し、個別支援検討チーム会議の開催、福祉サービスへのつなぎ、手続等の同行支援等を行う社会生活自立支援センターを運営する。(平成30年6月1日運営開始)								
名称	鳥取県社会生活自立支援センター							
運営主体	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター (鳥取市西町1-211-3)							
職員	相談支援員2名							
対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、刑務所出所者、非行少年(犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年(家庭裁判所の審判において非行事実が認定された者))のうち、身寄りのない者、住居のない者、就労・就学先のない者等支援が必要な者。(地域生活定着支援センターの対象外となる者)							
内容	(1) 対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認、(2) 更生計画の作成、(3) 受入先施設等のあっせん、(4) 福祉サービス等に係る申請支援等の実施、(5) 調整後の必要なフォローアップ、(6) 犯罪をした者や関係者からの相談支援 等							
(3) 鳥取県地域生活定着支援センターの運営 17,431千円								
刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者であって、保護観察所から依頼のあった者に対し、出所後円滑に福祉サービスへ繋げるための支援を行う地域生活定着支援センターを運営する。(平成22年7月1日運営開始)								
名称	鳥取県地域生活定着支援センター							
運営主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団 (鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター(しらはま交流センター)内)							
職員	相談支援員4名(常勤専従2名、常勤兼務2名)							
内容	1 刑務所出所前の支援 (1) コーディネート業務(保護観察所の生活環境調整への協力)、(2) 刑務所等出所後の受入施設等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備(住民票取得、年金手続、障がい者手帳取得、福祉サービス申請等) 2 刑務所出所後の支援 (1) フォローアップ業務(出所者の地域生活支援に関するアフターケア)、(2) 相談支援業務(刑務所等を出所した人への福祉的助言等)、(3) 地域のネットワークの構築と連携推進(ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催)、(4) 情報発信業務(地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催)							
3 これまでの取組状況、改善点								
平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行を受けて、本県では平成30年4月1日に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定した。平成30年度から「鳥取県社会生活自立支援センター」を設置(H30.6.1)し、これまで支援の対象とならなかった起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、福祉的支援が必要な者へも支援の幅を広げている。								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害時における福祉支援機能強化事業	1,500	1,374	126	1,500				
トータルコスト	3,881千円（前年度 3,758千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	災害時派遣福祉チームの登録予定登録者等への研修、登録事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>専門職団体（鳥取県社会福祉士会、鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会等）と締結した災害時の応援協定に基づき、災害発生時に県内及び県外の被災地で不足する福祉人材を派遣する「災害時派遣福祉支援チーム（以下、「福祉チーム」という。）」の活動に備え、研修や傷害保険加入、物品の購入を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 福祉チーム研修の実施 1,263千円</p> <p>外部講師を招き、災害時における活動に即した研修を実施して、登録予定者、登録者等の資質の向上を図る。</p> <p>ア 基礎研修（福祉チーム登録予定者）</p> <p>福祉チームの必要性や、派遣体制、実際の活動内容、避難所の運営等に関する基礎的な内容について研修を行う。（座学：1日）</p> <p>イ リーダー研修（福祉チーム登録者）</p> <p>チームメンバーの業務管理、役割分担、情報共有、体調管理等を行うリーダーの養成研修を行う。（座学：1日、演習：2日間）</p> <p>ウ コーディネーター養成研修</p> <p>災害時において、現地被災状況を把握・管理し、福祉チームの派遣や受入施設との調整、必要な物資供給支援等を行う「鳥取県災害時福祉支援現地本部」におけるコーディネーターを養成するための経費。（演習：2日間）</p> <p>(2) 福祉支援チーム派遣者に係る傷害保険加入・物品購入</p> <p>ア 傷害保険加入 129千円</p> <p>福祉チーム派遣に伴う活動時の事故に備え、傷害保険に加入する。</p> <p>イ 物品購入 108千円</p> <p>福祉チームの活動に必要なピブス、腕章、ヘルメット等の消耗品を購入する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>福祉チーム活動に関して、設置運営要綱及び活動マニュアルの策定や、福祉チーム員等の登録、研修の実施など、一定の体制整備を行っているが、まだ実働経験がないため、今後も研修、演習及び訓練を積み活動の実効性を確保していく必要がある。</p> <p><災害時派遣福祉支援チーム登録状況>※H30.10.5時点</p> <p>チーム員：42名</p>								

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
福祉人材の資質向上支援事業	2,011	2,023	△12			基金繰入金 1,611	400											
トータルコスト	2,805千円 (前年度 2,818千円) [正職員：0.1人]																	
主な業務内容	学会理事会・総会への参加、学会事業に係る協議・検討、委託契約・補助金交付事務																	
工程表の政策目標 (指標)	-																	
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>福祉に関わる者が、研鑽して互いの資質向上を図るとともに、広く連携の輪を拡げ、それぞれのノウハウ等を共有し、更に発展させることにより、鳥取地域の福祉人材の資質向上を図る。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 対人援助研修事業</p> <p>福祉人材の資質向上のため、各福祉分野に共通する対人援助スキルの基礎研修及びステップアップ研修を開催する。</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td>予算額</td> <td>1,611千円</td> </tr> <tr> <td>財源</td> <td>地域医療介護総合確保基金 (介護)</td> </tr> <tr> <td>主な内容</td> <td>多機関の協働による支援体制を強化するため、関連機関の多職種 (民生委員・児童委員、相談支援員、コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーター等) を対象に、対人援助業務のスキルアップ、機能強化研修 (2日間・3会場) 及び連携強化研修 (1日間・3会場) を行う。</td> </tr> </table>									予算額	1,611千円	財源	地域医療介護総合確保基金 (介護)	主な内容	多機関の協働による支援体制を強化するため、関連機関の多職種 (民生委員・児童委員、相談支援員、コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーター等) を対象に、対人援助業務のスキルアップ、機能強化研修 (2日間・3会場) 及び連携強化研修 (1日間・3会場) を行う。				
予算額	1,611千円																	
財源	地域医療介護総合確保基金 (介護)																	
主な内容	多機関の協働による支援体制を強化するため、関連機関の多職種 (民生委員・児童委員、相談支援員、コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーター等) を対象に、対人援助業務のスキルアップ、機能強化研修 (2日間・3会場) 及び連携強化研修 (1日間・3会場) を行う。																	
<p>(2) 鳥取県福祉研究学会支援事業</p> <p>県内の優れた社会福祉に関する業務・活動・研究における成果を発表する場を設け、優秀者を表彰することにより、社会福祉関係者の意欲の向上を図るとともに、その成果を広く普及させる「鳥取県福祉研究学会」の開催に対し支援を行う。</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td>予算額</td> <td>400千円</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>民間・学術・行政機関等の福祉関係者</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>運営財源</td> <td>会費 (参加費)、県補助金等</td> </tr> <tr> <td>主な内容</td> <td> ① 講演会の開催 (年1回) ② 研究発表会の開催 (年1回、分野ごとに研究成果の発表を行う。) ※高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉の5分野 ※平成30年度は平成31年2月16日 (土) 開催 (平成30年度は31件の発表) ※表彰として、優秀者には奨励金の交付を行う。 【予算内訳】 鳥取県福祉研究学会への助成 300千円 (補助率：定額) 県知事賞 (副賞) 100千円 </td> </tr> </table>									予算額	400千円	構成員	民間・学術・行政機関等の福祉関係者	事務局	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	運営財源	会費 (参加費)、県補助金等	主な内容	① 講演会の開催 (年1回) ② 研究発表会の開催 (年1回、分野ごとに研究成果の発表を行う。) ※高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉の5分野 ※平成30年度は平成31年2月16日 (土) 開催 (平成30年度は31件の発表) ※表彰として、優秀者には奨励金の交付を行う。 【予算内訳】 鳥取県福祉研究学会への助成 300千円 (補助率：定額) 県知事賞 (副賞) 100千円
予算額	400千円																	
構成員	民間・学術・行政機関等の福祉関係者																	
事務局	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会																	
運営財源	会費 (参加費)、県補助金等																	
主な内容	① 講演会の開催 (年1回) ② 研究発表会の開催 (年1回、分野ごとに研究成果の発表を行う。) ※高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉の5分野 ※平成30年度は平成31年2月16日 (土) 開催 (平成30年度は31件の発表) ※表彰として、優秀者には奨励金の交付を行う。 【予算内訳】 鳥取県福祉研究学会への助成 300千円 (補助率：定額) 県知事賞 (副賞) 100千円																	

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉人材センター運営事業	7,852	7,852	0	2,851		借入金 2,150	2,851	
トータルコスト	8,646千円 (前年度8,647千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	運営管理委託							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成5年4月1日付で鳥取県知事が社会福祉法第93条に基づき福祉人材センターとして指定した社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、福祉人材センターの運営に係る事業を委託する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>								
事業名	摘要			予算額	財源			
(1) 福祉人材センター事業運営管理	事務所費、消耗品費、通信運搬費など福祉人材センターの運営にかかる事務費を負担する。			2,121	国1/2 県1/2 一部鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)を充当			
(2) 運営委員会開催事業	福祉人材センター事業を円滑かつ効果的に実施するため、運営委員会を年2回開催する。			141	国1/2 県1/2			
(3) 福祉人材無料職業紹介事業	無料職業紹介や福祉人材バンクの運営、関係機関(ハローワーク、県内介護事業所など)との連絡調整を行う。			687				
(4) 福祉に関する啓発・広報事業	県内の社会福祉事業所等を紹介する情報誌を発行する。			1,874				
(5) 階層別研修	福祉職員が職場においてキャリアに応じた役割を認識し、働きやすい職場づくりに資するよう、階層別に研修を実施する。			250				
(6) 福祉人材確保相談事業	県外の就職面接会への参加や、求人の手引き・リーフレットといった求人・求職活動に関する冊子の作成を行う。			677				
(7) 新任看護職員研修	福祉職場で働く看護職員の定着と資質向上を図るため、新任者を対象に看護業務等に関する研修を実施する。			302				
(8) 就職フェア開催事業	求職者や新卒予定者を対象に、求人事業所ごとの説明会やセミナーを開催する。			1,800	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)を充当			
合計				7,852				

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
民生委員費	81,096	80,480	616	213			80,883	
トータルコスト	86,653千円 (前年度86,042千円) [正職員: 0.7人]							
主な業務内容	補助金交付事務、民生委員の委嘱・解嘱等事務							
工程表の政策目標 (指標)	支え愛まちづくりの推進と誰もが地域で住み続けるための仕組みの構築							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>民生委員・児童委員制度の一層の理解の促進や、民生委員・児童委員の資質向上、活動しやすい環境の整備を図るため、民生委員・児童委員の活動(主任児童委員分除く)、鳥取県民生児童委員協議会等の活動及び市町村による民生委員推薦会の開催等を支援する。</p> <p>また、平成31年度は3年に1度の民生委員一斉改選(平成31年12月に実施)に伴い、新任者研修会の開催、活動の手引き作成等を実施する。</p>								
2 主な事業内容								
区分	予算額(千円)	実施主体		費用負担割合				
民生委員手当等	62,238	県		県10/10				
民生児童委員協議会等補助金	17,132	県民生児童委員協議会等		県10/10				
地区民協会長等研修委託料	426	県(委託先: 県民生児童委員協議会)		国1/2、県1/2				
民生委員推薦会開催負担金	180	市町村		県10/10				
民生委員改選事務費	1,120	県		県10/10				
合計	81,096							
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>平成29年度に迎えた民生委員制度創設100周年の節目の年を、制度の一層の理解の促進を図る機会ととらえ、県民総合福祉大会における民生委員活動発表や、横断幕設置、街頭啓発を行うなど県下で活発な広報活動を行った。100周年以降も引き続き広報活動を強化し、民生委員が地域で活動しやすい環境の整備など負担軽減を図り、円滑な地域福祉活動を後押ししていく。</p> <p>また、民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、一斉改選にあたり委員1名を増員し、定数見直しにより民生委員の円滑な地域福祉活動を後押ししていく。(一斉改選後定数: 1,043名)</p>								
県民総合福祉大会開催事業	1,200	1,200	0				1,200	
トータルコスト	2,788千円 (前年度2,789千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	負担金交付事務、県民総合福祉大会事務局との連絡調整事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>県内の福祉関係者の顕彰を行うとともに、福祉のまちづくりに対する理解を深めるために開催される「県民総合福祉大会」について支援する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 実施主体	県民総合福祉大会実行委員会(福祉関係者・行政等)							
(2) 事業内容	県民総合福祉大会の開催(県内福祉関係者の表彰、福祉に関する記念講演、活動発表など)							
(3) 参加者数	約1,500人							
(4) 予算額	負担金1,200千円							

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
日常生活自立支援事業	41,002	42,562	△1,560	20,101		基幹入金 800	20,101																															
トータルコスト	42,590千円 (前年度 44,151千円) [正職員：0.2人]																																					
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整業務																																					
工程表の政策目標 (指標)	支え愛まちづくりの推進と誰もが地域で住み続けるための仕組みの構築																																					
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																					
<p>1. 事業の目的・概要</p> <p>判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で適切に福祉サービスを利用することが困難な方が、地域で安心して生活を送れるように支援するため、鳥取県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対し助成する。</p> <p>2. 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 事業の概要</p> <p>ア 各市町村社協が、支援を必要とする方の調査、一次審査会の開催、利用契約の締結を行う</p> <p>イ 各市町村社協の専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理など</p> <p>ウ 県社協は、広報活動、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等を実施</p> <p>(3) 補助対象経費 人件費 (事務局・専門員)、事務費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県社協運営費</td> <td>9,555千円</td> <td>契約締結審査会 (契約・更新)、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>31,447千円</td> <td>実施市町村社協への委託</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41,002千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成26年度までは東・中・西部地区の住民支援を鳥取県社会福祉協議会が鳥取市社協・倉吉市社協・米子市社協に委託していたが、平成27、28年度の移行期間を経て、平成29年度からは全市町村社協に委託し実施している。</p> <p>【相談・契約締結件数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26年度末</th> <th>H27年度末</th> <th>H28年度末</th> <th>H29年度末</th> <th>H30年10月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>4,631</td> <td>6,834</td> <td>9,149</td> <td>8,593</td> <td>5,723</td> </tr> <tr> <td>契約締結件数</td> <td>206</td> <td>234</td> <td>238</td> <td>249</td> <td>254</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	摘要	県社協運営費	9,555千円	契約締結審査会 (契約・更新)、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等	委託費	31,447千円	実施市町村社協への委託	合計	41,002千円		年度	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年10月末	相談件数	4,631	6,834	9,149	8,593	5,723	契約締結件数	206	234	238	249	254
区分	予算額	摘要																																				
県社協運営費	9,555千円	契約締結審査会 (契約・更新)、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等																																				
委託費	31,447千円	実施市町村社協への委託																																				
合計	41,002千円																																					
年度	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年10月末																																	
相談件数	4,631	6,834	9,149	8,593	5,723																																	
契約締結件数	206	234	238	249	254																																	

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業	12,592	13,084	△492	6,296			6,296	
トータルコスト	14,973千円（前年度15,468千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整業務							
工程表の政策目標（指標）	支え愛まちづくりの推進と誰もが地域で住み続けるための仕組みの構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域福祉を推進するため、地域での支え合い活動の担い手であるボランティアの養成・確保、養成したボランティアを活動につなげるコーディネーターの育成などの事業や、幅広い県民への福祉教育を推進する事業に対し助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助の内訳（補助率 10/10（負担割合 国1/2、県1/2））</p>								
区分		内容						
支え愛ボランティア養成組織化事業 (8,253千円)		<p>①ボランティアバンクの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援と災害対応を柱に、福祉・災害分野のボランティア活動希望者の登録、活動先の紹介、調整等を行う「とっとりボランティアバンク」を運営する。 <p>②災害ボランティアセンターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村社協が運営する災害ボランティアセンターの模擬訓練等を実施する。 <p>③ボランティア団体等運営人材の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村社協のボランティアコーディネーター等の養成研修を実施する。 <p>④ボランティアセンターの機能強化と団体支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県ボランティア・市民活動センターの運営、事業評価及びボランティア振興方策を検討するための委員会を開催するとともに、ボランティア情報誌による情報提供を行う。 						
福祉教育推進事業 (4,339千円)		<p>①地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定市町村社協において、地域の子どもたちの福祉教育等を実践する。 <p>②ボランティア体験事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生等を対象とする社会福祉施設等でのボランティア体験学習を実施する。 <p>③高校における福祉活動推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉教育・体験のため、高校生が自ら企画運営する地域福祉活動に助成する。 <p>④福祉教育研究委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の福祉教育の振興方策を検討するため、研究委員会を開催する。 <p>⑤福祉教育研究セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育関係者や地域の福祉推進者を対象に、福祉教育の実践経験や推進策について意見交換する。 <p>⑥福祉学習推進者スキルアップ養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉学習推進者の資質向上を図る講座を実施する。 						

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
成年後見支援センター 運営支援事業	13,500	13,500	0	6,750			6,750													
トータルコスト	13,500千円 (前年度13,500千円) [正職員: 0.0人]																			
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い																			
工程表の政策目標 (指標)	-																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高齢者、障がい者等が成年後見制度等の支援を受けることにより、住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、弁護士、社会福祉士等の専門人材による権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター 一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき <p>(2) 補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援センターの設置運営 ・困難事例の法人後見 ・成年後見制度や権利擁護に係る普及啓発 ・成年後見制度や権利擁護に係る市町村への相談支援 ・市民後見人の養成 ・法人後見の担い手の育成・活動支援 ・日常生活自立支援事業等関連制度からの円滑な移行支援 ・各関係機関との地域連携ネットワーク会議等の開催 <p>(3) 平成 31 年度予算額【13,500千円】</p> <p>1ヶ所当たり定額4,500千円×3ヶ所=13,500千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>各圏域に成年後見支援センターが設置され、全市町村と県が一体となって、支援体制を整備しており (H24.4.10 (西部)、H25.4.1 (東部)、H25.4.8 (中部))、受任件数は年々増加している。</p> <p>しかし、各センターが担うことのできる後見受任件数にも限界があるため、センターは可能な限りの後見受任を行いながら、後見受任の新たな担い手の育成やその活動を支援することで、地域における権利擁護体制の充実に努めている。</p> <p>各年度末における法人後見受任件数の推移 (単位: 件)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受任件数</td> <td>75</td> <td>102</td> <td>121</td> <td>137</td> <td>147</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受任件数は3センター合計の数値</p>									年度	H25	H26	H27	H28	H29	受任件数	75	102	121	137	147
年度	H25	H26	H27	H28	H29															
受任件数	75	102	121	137	147															

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
生活福祉資金貸付事業	22,983	22,988	△5	11,468			11,515																			
トータルコスト	23,777千円 (前年度24,578千円) [正職員：0.1人]																									
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務																									
工程表の政策目標 (指標)	-																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業及び当該貸付事業のうち、平成28年鳥取県中部地震の被災者への貸付に対する償還利子相当額の軽減に対して補助を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>ア 予算額 22,937千円</p> <p>イ 補助率 10/10 (国1/2、県1/2)</p> <p>ウ 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る事務費 (人件費、事務費等)</p> <p>エ 生活福祉資金貸付制度の概要</p> <p>目的 低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、必要な資金を貸し付ける制度。</p> <p>種類 ・総合支援資金 (生活支援費、住居入居費、一時生活再建費) : 生活再建までの間に必要な生活費用や敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶための費用等</p> <p>・福祉資金 (福祉費、緊急小口資金) : 日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる費用等</p> <p>・教育支援資金 (教育支援費、就学支度費) : 高等学校、大学又は高等専門学校への入学や就学に必要な経費</p> <p>・不動産担保型生活資金 (一般世帯向け、要保護世帯向け) : 居住用不動産を有し、その住居に住み続ける高齢者に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付</p> <p>オ 貸付件数・償還件数の推移</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>302件</td> <td>215件</td> <td>128件</td> <td>94件</td> <td>108件</td> </tr> <tr> <td>償還件数</td> <td>165件</td> <td>171件</td> <td>128件</td> <td>132件</td> <td>117件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被災者生活復興支援貸付事業 (生活福祉資金利子補給事業)</p> <p>ア 予算額 46千円</p> <p>イ 補助率 県10/10</p> <p>ウ 補助の内容</p> <p>平成28年鳥取県中部地震の被災者に対する生活福祉資金貸付事業に係る借受人の償還利子年1.5%を貸付後据置き期間を含む6年間無利子とし、利子軽減額 (1.5%分) を補助する。</p> <p>エ 補助の対象となる貸付</p> <p>被災により損壊した住宅の保全・補修に必要な経費及び被災により損害を被った家財の購入、修繕等に必要となった経費。</p>										平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	貸付件数	302件	215件	128件	94件	108件	償還件数	165件	171件	128件	132件	117件
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																					
貸付件数	302件	215件	128件	94件	108件																					
償還件数	165件	171件	128件	132件	117件																					
救護事業費	1,031	1,031	0				1,031																			
トータルコスト	1,031千円 (前年度1,031千円) [正職員：0.0人]																									
主な業務内容	行旅死亡人等の取扱に要する費用の支払																									
工程表の政策目標 (指標)	-																									
事業内容の説明																										
行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づいて、市町村が行う引取り人のない死体の引き取り及び取扱いに要する経費である。																										

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活困窮者に係る総合支援事業	43,756	43,848	△92	22,829		(雑入) 8,903	12,024	
トータルコスト	46,931千円 (前年度48,615円) [正職員: 0.4人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	生活困窮者への相談支援、委託契約締結、委託先巡回事務							
工程表の政策目標 (指標)	低所得者への支援							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立支援に係る各種事業を行う。

2 主な事業内容

(1) 県福祉事務所を設置する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく必須及び任意事業の実施

(単位: 千円)

項目	予算額	財源	事業の内容
①自立相談支援事業 【必須】	19,811	国庫負担 3/4	・生活困窮者に対する相談支援、自立のためのアセスメント・プラン作成等の支援 (主任相談員、相談員、就労支援員を配置) ・地域における関係機関とのネットワークづくり
②住宅確保給付金 【必須】	1,530	国庫負担 3/4	離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対する有期での家賃相当額の給付
③就労準備支援事業 【任意】	10,214	国庫補助 2/3	・直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対する一般就労に必要な能力の向上を目的とした生活・社会・就労訓練の実施 ・職業体験やボランティア活動に協力する事業所等の確保
④家計改善支援事業 【任意】	728	国庫補助 1/2	家計管理に課題を抱える生活困窮者に対する公的制度の利用支援や家計収支改善等に関する支援 (大山町のみ)
⑤学習支援事業 【任意】	1,984	国庫補助 1/2	地域における生活困窮世帯、生活保護世帯の子どもに対する学習支援 (大山町のみ)
計	34,267		

※①の就労支援員は町村と共同設置。②は県直営、その他は委託実施 (三朝町社協、大山町社協等)

(2) 県内における生活困窮者支援の促進に資する事業の実施

(単位: 千円)

項目	予算額	財源	事業の内容
①県による市町村支援事業	8,894	国庫補助 1/2	市町村に対する、相談、研修会・連絡会議の開催、就労支援協力事業所等の地域資源開拓等生活困窮者自立支援事業に関する後方支援 (スーパーバイザーを1名配置) (鳥取県社協に委託)
②ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業	595	国庫補助 1/2	ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等の実施 (生活困窮の未然防止策)
計	9,489		

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
子どもの居場所推進事業	13,279	14,446	△1,167				13,279										
トータルコスト	18,042千円 (前年度16,035千円) [正職員: 0.6人]																
主な業務内容	子どもの居場所づくり事業の推進																
工程表の政策目標 (指標)	-																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策として、生活困窮世帯等を中心にすべての世帯を対象とした子どもの居場所づくりに取り組む市町村をモデル的に支援する。 「こども食堂」の増設及び取組充実を支えるため、「とっとり子ども未来サポートネットワーク」に対する活動支援を行う。 <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 子どもの居場所づくり推進モデル事業 (8,000千円)</p> <p>県内で子どもの居場所づくりに取り組む市町村又は民間団体を以下のとおり支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額(千円)</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期経費</td> <td>800</td> <td>補助率: 県2/3 市町村1/3 補助基本額: 2,000千円/1カ所 補助対象経費: 備品購入費、修繕費等</td> </tr> <tr> <td>運営費</td> <td>7,200</td> <td>補助率: 県、市町村各1/2 補助基本額: 2,000千円/1カ所 補助対象経費: 賃金、報償費、交通費、食糧費(上限有)、消耗品費、役務費、使用料、賃借料、委託料</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モデル事業の主な見直し点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策として支援機能を有する居場所づくりを行うための要件を追加する。(行政等との協働体制の構築等) 社会福祉法人を補助対象外とする。(現在補助を受けている社会福祉法人は平成31年度までは経過措置として補助対象とする。) 飲食店における取組の場合は、食事提供に係る経費は対象外とする。 <p>(2) とっとり子ども未来サポートネットワーク活動支援事業 (5,279千円)</p> <p>こども食堂等の居場所づくりの関係団体で構成する「とっとり子ども未来サポートネットワーク」に対して活動助成を行うことにより、全県的な居場所の増設や取組充実につなげる。</p> <p>ア 実施主体 県内でこども食堂を始めとする居場所に取り組む団体と、それを支援する団体とのネットワーク 正会員…こども食堂等の実施団体、賛助会員…支援団体、事務局…NPO法人ワーカーズコープ</p> <p>イ 事業内容 ネットワーク事務局に支援員(1名)を配置して以下に取り組む。 (ア) 食材提供システム等こども食堂等の運営を持続可能にするための仕組みの構築・運用 (イ) こども食堂等開設や運営に関する相談支援 (ウ) 情報交換会や食品衛生等の研修実施等、こども食堂等の充実に向けた取組</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 子どもの居場所づくり推進モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> こども食堂等の居場所は42カ所で開設されているが、このうち20カ所が本補助金を活用している。 本事業の活用によって、こども食堂等の居場所と行政等が連携しているところでは、地域の中にサポート機能を有する場づくりにつながっている。 <p><今後の検討課題> 本モデル事業を活用した各居場所づくりが定着した後の支援のあり方について、平成31年度中に検討する。</p> <p>(2) とっとり子ども未来サポートネットワーク活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (株) マルイや(株) エスマート等の協力による食材提供システムの構築や、食品メーカーや農家からの随時の食材提供等、賛助会員である県社会福祉協議会や県民活動活性化センター、県生活協同組合、県も連携し、サポートシステム構築や寄附金等の受領・配布を実施。 こども食堂開設の相談支援 									項目	予算額(千円)	内 容	初期経費	800	補助率: 県2/3 市町村1/3 補助基本額: 2,000千円/1カ所 補助対象経費: 備品購入費、修繕費等	運営費	7,200	補助率: 県、市町村各1/2 補助基本額: 2,000千円/1カ所 補助対象経費: 賃金、報償費、交通費、食糧費(上限有)、消耗品費、役務費、使用料、賃借料、委託料
項目	予算額(千円)	内 容															
初期経費	800	補助率: 県2/3 市町村1/3 補助基本額: 2,000千円/1カ所 補助対象経費: 備品購入費、修繕費等															
運営費	7,200	補助率: 県、市町村各1/2 補助基本額: 2,000千円/1カ所 補助対象経費: 賃金、報償費、交通費、食糧費(上限有)、消耗品費、役務費、使用料、賃借料、委託料															

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
学習支援充実事業	1,239	1,583	△344				1,239																			
トータルコスト	2,827千円 (前年度 3,172千円) [正職員: 0.2人]																									
主な業務内容	低所得者対策 (子どもの貧困対策) としての学習支援																									
工程表の政策目標 (指標)	低所得者への支援																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要 各市町村が低所得者対策 (子どもの貧困対策) としての学習支援について、地域の実情に応じて取り組みやすくなるようにするため、以下の事業に継続的に取り組む。</p> <p>2 主な事業の内容</p> <p>(1) 地域未来塾応援事業 教育委員会が実施する「地域未来塾」推進事業について、より利用しやすくなるよう送迎等の経費を支援する。</p> <table border="1" data-bbox="207 757 1412 958"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>予算額 (千円)</th> <th>取組予定市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「地域未来塾」推進事業 (※) で対象とならない送迎、教材に係る経費を補助 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活困窮世帯の子どもであること。</td> <td>285</td> <td>岩美町 八頭町 湯梨浜町 日南町</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】「地域未来塾」推進事業 (教育委員会) 経済的な理由等で学習が遅れがちな中学生等を含めて全ての生徒を対象とした原則無料の学習支援</p> <p>(2) 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援充実事業 一般世帯の子どもを含めた学習支援の実施を支援する。</p> <table border="1" data-bbox="215 1115 1412 1473"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額 (千円)</th> <th>取組予定市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯を横断する事業</td> <td>生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに一般世帯の子どもを含めて学習支援を実施する場合に、国庫補助対象外の一般世帯の子どもに対する学習支援の経費を補助する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活保護を要する世帯、生活困窮世帯、ひとり親の世帯の子どもであること。</td> <td>472</td> <td>倉吉市 智頭町</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブの充実</td> <td>放課後児童クラブで学習支援を行う場合に学習支援に係る経費を支援する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 上限: 1クラブ 20万円/年</td> <td>374</td> <td>琴浦町 日吉津村 南郷町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 子どもの貧困対策に資する検討 (鳥取県子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議) (予算額 108千円) 県、市町村の教育委員会や福祉部局、社会福祉協議会など低所得者対策にかかる関係者が一堂に会し、子どもの貧困対策にかかる課題、具体的な支援方法について検討等を行う。また、学習支援に関する講演会を実施する。</p>									内 容	予算額 (千円)	取組予定市町村	「地域未来塾」推進事業 (※) で対象とならない送迎、教材に係る経費を補助 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活困窮世帯の子どもであること。	285	岩美町 八頭町 湯梨浜町 日南町	区 分	内 容	予算額 (千円)	取組予定市町村	世帯を横断する事業	生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに一般世帯の子どもを含めて学習支援を実施する場合に、国庫補助対象外の一般世帯の子どもに対する学習支援の経費を補助する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活保護を要する世帯、生活困窮世帯、ひとり親の世帯の子どもであること。	472	倉吉市 智頭町	放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブで学習支援を行う場合に学習支援に係る経費を支援する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 上限: 1クラブ 20万円/年	374	琴浦町 日吉津村 南郷町
内 容	予算額 (千円)	取組予定市町村																								
「地域未来塾」推進事業 (※) で対象とならない送迎、教材に係る経費を補助 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活困窮世帯の子どもであること。	285	岩美町 八頭町 湯梨浜町 日南町																								
区 分	内 容	予算額 (千円)	取組予定市町村																							
世帯を横断する事業	生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに一般世帯の子どもを含めて学習支援を実施する場合に、国庫補助対象外の一般世帯の子どもに対する学習支援の経費を補助する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活保護を要する世帯、生活困窮世帯、ひとり親の世帯の子どもであること。	472	倉吉市 智頭町																							
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブで学習支援を行う場合に学習支援に係る経費を支援する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 上限: 1クラブ 20万円/年	374	琴浦町 日吉津村 南郷町																							

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
低所得者等に係る中間的 就労支援推進事業	7,895	13,554	△5,659	3,922			3,973	
トータルコスト	10,276千円（前年度15,938千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託契約業務等							
工程表の政策目標（指標）	低所得者への支援							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県に中間的就労事業所育成員を配置し、事業所の開拓・育成を促進する。また、支援機関や協力事業所が、中間的 就労の取組ノウハウを共有する等により、就労支援策の推進を図る。								
2 主な事業内容								
	予算額 (千円)	財源	事業の内容					
中間的就労 事業所育成 員の配置	7,895	国庫負担 1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・全県的な事業所開拓を促進する。 ・支援対象者の体験先のマッチングを行うとともに、協力事業所への業務切り出しの提案や助言等を行う。 ・中間的就労の取組に関する情報交換会や研修を開催する。 					
3 これまでの取組状況、改善点								
(1) これまでの事業実績（平成30年11月末現在）								
企業等事業所の開拓状況 242事業所（平成29年度末198事業所）								
マッチング支援対応件数 58件（平成29年度75件）								
(2) 改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度9月補正予算により平成28年10月から本事業を開始。開始当初は、事業所開拓を強力にすすめることに注力するため、事業所開拓を行う育成員と、マッチング支援や研修・啓発等を行うコーディネーターの2名を配置。 ・事業開拓は平成30年11月末までに242事業所を開拓。今後の事業所開拓は、支援機関からのオーダーに応じた開拓を中心に行う方針。 								
【参考】 中間的就労								
「働きたいのに働く場となかなかつながらることができない」、「働きたいけど家庭等に事情があって短時間しか働けない」など、さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて提供される就労形態の一つ。その中で一般就労に向けた段階的支援を行う。								

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉事業 包括支援事業	37,791	38,961	△1,170			(基金繰入金) 18,600	19,191	
トータルコスト	38,585千円 (前年度 39,756千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明 【「鳥取元気づくり推進基金」、「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
1 事業の目的、概要								
平成29年度まで単県で支援を行っていた施策について、より現場のニーズに即した取組になるよう補助制度を改めるため、常日頃から各種社会福祉団体と接しており、現場のニーズを十分把握している県社会福祉協議会を窓口にすることとし、円滑かつ迅速に支援を行う。								
2 主な事業内容								
県は県社会福祉協議会が各種団体の支援に必要な経費を全額支援することとする。								
なお、補助メニューの内容については、平成29年度に県が実施している支援メニューをベースとして、現場のニーズに応じ必要な変更を県社会福祉協議会で行うことも可能とする。								
また、事業に必要な人件費 (2名分) 及び事務費の必要額の支援も行う。								
(単位：千円)								
区 分		予 算 額	参 考 (H30予算額)					
1 事業費 * () 内所属名はH29予算所管課		30,495	31,665					
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金 (福祉保健課)		80	80					
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金 (福祉保健課)		120	120					
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業費補助金 (障がい福祉課)		150	150					
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業補助金 (障がい福祉課)		560	490					
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金 (障がい福祉課)		500	1,000					
(6) 手話学習会開催事業費補助金 (障がい福祉課)		1,350	1,350					
(7) 肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金 (障がい福祉課)		240	240					
(8) 肢体不自由児父母の会開催補助金 (障がい福祉課)		510	510					
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金 (障がい福祉課)		338	338					
(10-1) 介護職員初任者研修受講支援補助金 (担い手加算・過疎地就業奨励金含む。) (長寿社会課)		6,400	6,400					
(新) (10-2) 介護生活援助型研修受講支援補助金 (担い手加算・過疎地就業奨励金含む) (長寿社会課)		2,600	0					
(11) 働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援補助金 (長寿社会課)		600	600					
(12) 介護実務者研修受講支援補助金 (長寿社会課)		7,500	7,500					
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金 (長寿社会課)		1,000	1,000					
(14) 介護老人保健施設整備費借入金利子補助金 (長寿社会課)		6,467	9,807					
(15) ことぶき起業支援補助金 (長寿社会課)		1,600	1,600					
(16) 外国人高齢者福祉給付金 (長寿社会課)		480	480					
2 人件費		5,996	5,996					
3 事務費		1,300	1,300					
合 計		37,791	38,961					

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
福祉保健部管理運営費（民生費）	26,064	19,291	6,773	1,700			24,364																			
トータルコスト	142,753千円（前年度135,289千円）[正職員：14.7人 非常勤職員：1.0人]																									
主な業務内容	審議会の開催、研修及び各種統計の実施、部及び課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整、知事表彰・叙勲・褒章事務等																									
工程表の政策目標（指標）	-																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等に要する事務経費である。また、「社会福祉審議会」の開催、福祉先進県づくりの推進のため福祉専門職員の専門性向上に資する研修を体系的に実施するための経費及び国民生活基礎調査等に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社会福祉審議会費（1,019千円）</p> <p>【鳥取県社会福祉審議会】 根拠：社会福祉法、鳥取県社会福祉審議会条例 委員数：35名（委員25名、臨時委員10名） 専門分科会：民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会 委員の構成： 市町村社協、ボランティア団体、民生児童委員、高齢者関係団体、障がい者関係団体、児童・母子関係団体、県医師会、県歯科医師会、鳥取大学、鳥取短期大学、県議会、青少年・文化団体、社会福祉士会、市町村等から委員を選出</p> <p>(2) 福祉職員の専門性向上事業（156千円）</p> <p>(3) 社会福祉統計調査費（1,700千円）</p> <p>【主な統計調査】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>調査時期</th> <th>調査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査（所得票）</td> <td>7月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>介護サービス施設・事業所調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>福祉行政報告例</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>社会保障制度企画調査</td> <td>7月予定</td> <td>臨時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 管理運営費（23,189千円）</p>									調査名	調査時期	調査周期	国民生活基礎調査（所得票）	7月予定	毎年	社会福祉施設等調査	10月予定	毎年	介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎年	福祉行政報告例	毎月実施	毎年	社会保障制度企画調査	7月予定	臨時
調査名	調査時期	調査周期																								
国民生活基礎調査（所得票）	7月予定	毎年																								
社会福祉施設等調査	10月予定	毎年																								
介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎年																								
福祉行政報告例	毎月実施	毎年																								
社会保障制度企画調査	7月予定	臨時																								

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[廃止] 鳥取県立福祉人材研修センター天井改修工事	0	62,176	△62,176					
トータルコスト	0千円 (前年度62,176千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	工事請負契約、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明 改修工事が完了したことから事業を廃止する。								
[廃止] 生活福祉資金利子補給事業	0	44	△44					
トータルコスト	0千円 (前年度44千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明 対象となる貸付の最終償還期限が平成30年9月末であり、平成30年度で事業終了となったため廃止する。								

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[廃止] 旧東部福祉保健事務所施設維持管理費	0	682	△682					
トータルコスト	0千円 (前年度682千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	施設の維持管理							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明 旧東部福祉保健事務所の施設は平成30年度限りで解体のため、廃止する。								
[廃止] 指定管理候補者審査委員会等運営費	0	485	△485					
トータルコスト	0千円 (前年度1,280千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	審査委員の委嘱、委員会の開催、審査結果の通知・公表							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明 「指定管理候補者審査委員会」は、現在の指定管理期間の最終年度に次期指定管理候補者を選考するために開催されるものであり、次回は平成35年度開催予定であることから廃止する。 また、譲渡先選考にかかる意見を聴取する会については、30年度中に譲渡が行われる予定であり、単年度限りのため廃止する。								

6目 遺家族等援護費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
戦傷病者戦没者遺族等援護事業	6,635	11,638	△5,003	4,311		(雑入) 10	2,314	
トータルコスト	43,944千円 (前年度 48,980千円) [正職員: 4.7人 非常勤職員: 3.6人]							
主な業務内容	慰霊祭開催、補助金交付業務、表彰事務、特別給付金等の裁定、研修会の実施、療養費支給事務、市監査、恩給等に関する相談受付及び書類進達、軍歴証明事務、国庫委託金事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>戦傷病者や戦没者遺族等の福祉の増進を図るための援護に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
(単位: 千円)								
区 分	予算額	内 容						
戦没者慰霊等援護事業	2,264	<ul style="list-style-type: none"> 県戦没者慰霊祭等の慰霊事業の執行及び旧陸軍墓地の維持管理の実施 県遺族会が実施する慰霊事業等への補助 社会福祉事業功労に対する表彰 <p style="text-align: right;">(単県)</p>						
戦傷病者遺族等援護事業	3,845	<ul style="list-style-type: none"> 旧軍人・軍属等の公務上の死亡又は傷病に対し本人若しくは遺族に対して支給する各種給付金等に係る事務 戦傷病者に対する療養給付等の実施 戦傷病者相談員及び戦没遺族相談員の設置 <p style="text-align: right;">(国10/10)</p>						
中国残留邦人等支援事業	316	<ul style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等の永住帰国及び自立に係る支援 支援給付実施機関に対する施行事務監査 <p style="text-align: right;">(国10/10・単県)</p>						
恩給等事務処理費	210	<ul style="list-style-type: none"> 旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達 各種年金通算及び叙位叙勲等に係る軍歴の調査・証明 <p style="text-align: right;">(国10/10)</p>						
合 計	6,635							
[廃止] 沖縄「因伯の塔」修繕事業	0	6,185	△6,185					
トータルコスト	0千円 (前年度6,185千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	契約業務、委託先との協議・調整							
工程表の政策目標 (指標)								
事業内容の説明								
平成30年度をもって事業完了のため廃止する。								

3項 生活保護費

福祉保健課（内線：7859）→ 事業実施：福祉監査指導課

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保護行政費	(23,184)	(27,545)	(△4,361)	(7,063)		(雑入) (3,517)	(12,604)	
トータルコスト	91,451千円（前年度95,873千円） [正職員：8.6人 非常勤職員：3.9人]							
主な業務内容	福祉事務所の監査、保護の決定及び調査、被保護者に対する支援							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生活保護に係る各種の調査や福祉事務所に対する監査などを行い、生活保護の適正実施を図る。また、就労支援専門員を県福祉事務所に配置し、就労指導等を実施することで被保護者の自立を支援する。

2 主な事業内容

生活保護に係る各種の調査、監査、適正化推進事業の実施及び就労支援員の配置に要する経費である。

（単位：千円）

区 分	予算額	財 源
法 施 行 事 務 費	5,784	国1/2、単県
生活保護適正実施推進事業	11,691	国3/4、国2/3、国1/2、単県
監 査 委 託 事 業	336	国10/10
被保護者就労（自立）支援事業	5,373	国3/4、単県
合 計	23,184	

債務負担行為額 9,758千円（4,879千円×2年）

3 就労支援の実施状況

年 度	就労支援対象者数	就労開始者数
平成24年度	51人	11人
平成25年度	63人	30人
平成26年度	52人	31人
平成27年度	50人	16人
平成28年度	38人	11人
平成29年度	29人	9人

2目 扶助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
扶助費	(428,360)	(467,746)	(△39,386)	(199,019)		(雑入) (3,756)	(225,585)	
トータルコスト	464,081千円（前年度 503,499千円） [正職員：4.5人]							
主な業務内容	生活保護費支払事務、県負担金交付事務、見舞金支給事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活の保障、市及び福祉事務所を設置する町村が保護した居住地がない又は明らかでない者への負担金の支給等に要する経費である。</p> <p>(1) 生活保護費 269,115千円（国3/4、単県）</p> <p>(2) 現在地保護者県負担金 132,891千円（単県）</p> <p>(3) 単県見舞金 26,354千円（単県）</p>								

4項 災害救助費

福祉保健課 (内線: 7142)

1目 救助費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
救助費	2,400	2,620	△220			借入金 1,500	900										
トータルコスト	6,369千円 (前年度7,388千円) [正職員: 0.5人]																
主な業務内容	災害見舞金支給事務、避難被災者生活支援金制度の運用																
工程表の政策目標 (指標)	-																
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県外で発生した大規模災害への見舞金並びに県内で発生した災害救助法適用外の小災害被災者への見舞金に要する経費である。また、東日本大震災、熊本地震及び平成30年7月豪雨で被災され、本県へ避難して本県に居住された場合に、当面の生活費として支援金を支給し、生活再建を支援するための経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 災害見舞金 900千円 (小災害被災者に対する見舞金) 全壊・全焼世帯: 1世帯あたり5万円 半壊・半焼世帯: 1世帯あたり2万円</p> <p>(2) 避難被災者生活支援金 1,500千円 ア 避難被災者生活支援金 (新規避難者向け) 1,000千円 (ア) 支給対象者 賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等) または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯 (者)。</p> <p>(イ) 支給額</p> <table border="1" data-bbox="252 1243 1185 1406"> <thead> <tr> <th>住居 対象</th> <th>賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)</th> <th>親類宅や知人宅、ホームステイ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>30万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>単身者</td> <td>15万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 避難被災者生活再建支援金 (継続避難者向け) 500千円 (ア) 支給対象者 生活再建支援金申請時点で鳥取県に引き続き6ヶ月以上居住している者 (イ) 支給額 一人あたり5万円 (世帯員数に応じて支給)</p>									住居 対象	賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)	親類宅や知人宅、ホームステイ等	世帯	30万円	20万円	単身者	15万円	10万円
住居 対象	賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)	親類宅や知人宅、ホームステイ等															
世帯	30万円	20万円															
単身者	15万円	10万円															

2目 備蓄費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	43	91	△48			(財産収入) 43		
トータルコスト	837千円(前年度886千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	災害救助基金の運用依頼、同基金運用益の同基金繰入事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>災害救助法に基づく災害救助基金の運用益の積立に要する経費である。</p> <p>・平成30年度末基金残高見込額 252,319千円</p>								

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

1目 公衆衛生総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
衛生統計費	13,978	4,932	9,046	9,675		(雑入) 4	4,299										
トータルコスト	31,442千円(前年度22,411千円) [正職員：2.2人 非常勤職員：0.8人]																
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ及び国への報告																
工程表の政策目標(指標)	-																
事業内容の説明																	
<p>保健衛生行政推進の基礎資料を得るための各種調査及び人口動態調査集計システムの構築に要する経費である。</p> <p>【主な統計調査】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>実施時期</th> <th>調査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査(世帯票)</td> <td>6月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>人口動態調査</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> </tbody> </table>									調査名	実施時期	調査周期	国民生活基礎調査(世帯票)	6月予定	毎年	人口動態調査	毎月実施	毎年
調査名	実施時期	調査周期															
国民生活基礎調査(世帯票)	6月予定	毎年															
人口動態調査	毎月実施	毎年															

1目 公衆衛生総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原爆被爆者保護費	122,171	137,391	△15,220	115,094			7,077	
トータルコスト	137,253千円 (前年度152,487千円) [正職員: 1.9人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	医療機関及び国との委託契約、各種手当等の認定・支給事務、療養費支給事務、補助金交付業務、国庫負担金等事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
原子爆弾被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる援護施策に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
区分	予算額	事業内容						
原爆被爆者健康診断費	2,164	原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (国10/10)						
	500	鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成 (単県)						
原爆被爆者保護費	118,155	各種手当の認定及び支給事務、介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 (国10/10) (国8/10・県2/10) (国1/2・県1/2)						
	560	鳥取県原爆被害者協議会の行う慰霊式典に対する助成 (国5/8・県3/8、単県)						
標準事務費	792	事業に係る標準事務費 (国10/10)						
合計	122,171							

1目 公衆衛生総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部管理運営費 (衛生費)	81	434	△353				81	
トータルコスト	1,669千円 (前年度2,023千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
全国衛生部長会への参加に係る経費である。								

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 優生手術被害者 支援事業	1,200	0	1,200				1,200	
トータルコスト	3,581千円（前年度 0千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	調査、訪問、補助金事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的

旧優生保護法による優生手術の該当者であると申し立て、相談をされた方及びその御家族に対して面談等を行い、現状やお気持ちに寄り添いながら必要な支援を行う。（平成30年6月補正で予算化）

2 事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
訴訟支援	被害者が訴訟への参加を希望される場合に必要となる費用を支援する。 （例：裁判所までの交通費、成年後見人申し立て費用の支援等）	600
同行支援	被害者が救済を受けるため活動される際、若しくは県が行う面談の際に、介助者等の同行が必要となる場合に、必要となる費用を支援する。 （例：介助者・手話通訳者等への謝金、介助者・手話通訳者・家族等同行者への旅費等）	478
その他の支援	個々の被害者の困り感をお聞きしながら必要な支援を行う。 （例：カウンセリング費用への支援等）	122
合 計		1,200

3 これまでの取組状況と今後の取組

相談窓口を設置したほか、県に残存する資料で個人が特定できる方について、市町村の協力のもと当事者の現住所の確認に努めた。

また、鳥取県聴覚障害者協会と共同で調査を行い、聴覚障がいのある方で優生手術の該当者であると思われる方の確認に努めた。

今後、国が策定する救済施策を踏まえ、当事者に対して必要な支援を行う予定。

【参考】本県で確認できた件数

(1) 資料等による優生手術の件数（旧優生保護法第4条）

区 分	件数
優生保護審査会の記録のあるもの（個人が特定できるもの） (A)	20
県の独自調査で個人が特定できたもの (B)	1
国の統計資料のみで確認できたもの (C)	2
計 (A+B+C)	23

(2) その他優生手術を受けたと思われる方（旧優生保護法第3条）

- ・ 県の設置する相談窓口への相談のあった方 1名
- ・ 障がい者団体との共同調査で判明した方 2名

3項 保健所費
1目 保健所費

福祉保健課 (内線: 7142)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
指導管理費	55	832	△777				55	
トータルコスト	55千円 (前年度 832千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	保健所との連絡調整、保健所職員の研修派遣							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
全国保健所長会への参加及び社会医学系専門医制度における専門医・指導医登録に係る経費である。								

中部総合事務所福祉保健局 (電話: 0858-23-3121)

1目 保健所費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 中部総合事務所福祉保健局運営費	3,699	5,610	△1,911				3,699	
トータルコスト	27,513千円 (前年度29,445千円) [正職員: 3.0人]							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営費、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
中部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								

西部総合事務所福祉保健局 (電話: 0859-31-9315)

1目 保健所費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 西部総合事務所福祉保健局管理運営費	17,411	24,722	△7,311				17,411	
トータルコスト	17,411千円 (前年度24,722千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
西部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	4,630,818	4,299,999	330,819	109,400		(負担金) 976 (使用料) 170,380 (手数料) 15,564 (受託収入) 88 (雑入) 176,864	4,157,546	

事業内容の説明

一般職員542名、定数外職員54名及び非常勤職員94名の人件費である。

※正職員上段（）内は定数外職員数

（単位：千円、人）

区分			本年度		前年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	851,429	正職員 (26) 90 非常勤 13	643,335	正職員 90	8,472		(手数料) 2,043 (雑入) 169,137	671,777
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	2,276,604	正職員 290 非常勤 54	2,163,267	正職員 290	75,796		(負担金) 976 (使用料) 170,380 (手数料) 924 (受託収入) 88 (雑入) 513	2,027,927
民生費	生活保護費	生活保護総務費	105,702	正職員 15	106,752	正職員 15	20,000			85,702
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	274,708	正職員 36 非常勤 7	253,641	正職員 35	2,568		(手数料) 458 (雑入) 44	271,638
衛生費	保健所費	保健所費	417,046	正職員 55 非常勤 9	396,908	正職員 55	2,564		(雑入) 56	414,426
衛生費	医薬費	医薬総務費	705,329	正職員 (28) 56 非常勤 11	736,096	正職員 (33) 57			(手数料) 12,139 (雑入) 7,114	686,076
計			4,630,818	正職員 (54) 542 非常勤 94	4,299,999	正職員 (33) 542	109,400		363,872	4,157,546

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

福祉監査指導課（内線：7140）

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	13,308	14,181	△873	600		(雑入) 24	12,684	
トータルコスト	37,122千円（前年度 38,016千円） [正職員：3.0人 非常勤職員：5.7人]							
主な業務内容	社会福祉法人指導監査							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人の運営の適正化・健全経営の推進を図り、適切な福祉サービスが安定して提供できるよう、指導監査や許認可を行うとともに、各種研修会等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社会福祉法人指導監査の実施 [12,795千円] 社会福祉法に基づき社会福祉法人の運営の適正化を指導するため法人指導監査を実施する。</p> <p>(2) 各種研修会の実施 [513千円] 法人の役職員及び県の監査担当者の資質向上を図るため各種研修会等を実施する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>社会福祉法人による不適正な会計処理事案を受け、指導監査の適正かつ効率的な実施を図ることを目的として、下記のとおり監査の充実を図った。</p> <p>(1) 監査体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 年次的に人員を増加し、平成24年度に法人指導監査に特化した「法人施設指導室」を設置し、平成28年度には「福祉監査指導課」に独立させた。 上記のほか、高度な専門的知識（法律・財務・会計）を要する指導監査に対応するため、公認会計士5名及び弁護士2名を法人指導監査専門員（非常勤職員）として任命し、必要に応じて監査への同行を依頼している。 <p>(2) 施設監査との連携</p> <p>福祉保健局等が行う施設監査における会計面の監査強化に当たり、平成25年度から法人指導監査員（非常勤職員）を配置（平成30年度は2名）し、法人監査と施設監査の情報共有・連携強化を図っている。</p> <p>(3) 市所轄法人監査との連携</p> <p>平成25年度から、主たる事務所が市の区域内にあり、行う事業が当該市の区域を超えない社会福祉法人については、市長が所轄庁となったこと、並びに、平成30年度から鳥取市が中核市に移行し、県東部の施設監査を実施していることから、社会福祉事業指導監査等連絡調整会議等を通じて、社会福祉法人の指導監査の円滑な実施及び県の監査担当関係機関との連絡調整を図っている。</p>								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人育成事業	39,338	39,864	△526				39,338	
トータルコスト	42,513千円（前年度 43,042千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
項目	予算額（千円） 上段（ ）内は 前年度予算額	実施主体	補助率等	事業の内容				
鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金（一般事業）	(25,747) 28,700	社会福祉法人等が経営する社会福祉施設 （保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） （※1）	1施設当たりの平均補助金額2,500千円（上限）	施設の人件費・事務費を助成する。				
独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	(7,285) 4,134	社会福祉法人等	支払利息額の1/4又は1/2	独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部（1/4又は1/2）を補助する。（※2）				
鳥取県福祉施設経営指導事業補助金	(6,832) 6,504	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	定額	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う。				
<p>（※1）市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。</p> <p>（※2）平成17年3月31日までに借入を行ったものに限る。</p>								

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	1,183	1,181	2				1,183	
トータルコスト	5,946千円(前年度5,948千円) [正職員:0.6人]							
主な業務内容	評価推進委員会の開催、評価調査者研修、評価機関の指導・監督							
工程表の政策目標(指標)	第三者評価の受審施設数の増							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービス提供事業者のサービスの質を評価することにより、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果をインターネット等で公表することにより、利用者に対する情報提供を図り、もって利用者の適切なサービスの選択に資する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 評価推進委員会の運営 [256千円] 学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費(年3回) ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等</p> <p>(2) 評価調査者継続研修 [256千円] 県が登録した評価調査者の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修(年2回)</p> <p>(3) 評価調査者養成研修(県社協委託) [608千円] 新たに名簿登載する評価調査者を育成するための研修(年1回)</p> <p>(4) 評価機関の指導、監督等 [63千円] 監督、指導及び関係機関との連携に要する事務費</p>								
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	194,687	195,138	△451				194,687	
トータルコスト	195,481千円(前年度195,933千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に補助金を交付し、民間社会福祉施設職員の処遇確保及び施設経営の安定を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業による退職手当支給に要する経費の1/3を補助する。 (負担割合:国1/3、県1/3、事業主体1/3)</p>								

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉サービス利用者 苦情解決事業	9,915	9,992	△77	4,957			4,958	
トータルコスト	10,709千円(前年度 10,787千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に設置される「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して助成する。(補助率:10/10<国1/2、県1/2>)</p>								
(単位:千円)								
区分	予算額		内容					
事務局運営費	6,942		事務局人件費等					
会議開催経費 (運営適正化委員会2回) (苦情解決小委員会6回)等	1,833		運営適正化委員会の開催経費等					
広報、啓発活動費等	1,140		パンフレット製本費等					
合計	9,915							

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																								
鳥取県厚生事業団社会福祉施設解体費補助金	136,874	18,122	118,752				136,874																																								
トータルコスト	136,874千円(前年度18,122千円) [正職員:0.0人]																																														
主な業務内容	補助金交付業務																																														
工程表の政策目標(指標)	—																																														
事業内容の説明																																															
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県厚生事業団が所有する「西部やまと園・三津白寿苑等」の解体撤去工事が平成30年度に完了するため、県と同法人が平成17年3月31日に締結した鳥取県立社会福祉施設移管契約書に基づいて、施設解体撤去費の補助を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県厚生事業団へ移管した以下の施設(元県立施設)について、老朽化した施設の改築を促進し、利用者にとってより快適な生活に繋げることを目的として施設の解体撤去費に補助金を交付する。</p> <p>なお、当該補助については、平成17年度に債務負担行為で計上されている。</p> <p>(1) 債務負担行為の期間・・・平成18年～40年度(22年間)</p> <p>(2) 補助対象施設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">施設名</th> <th style="width:50%;">所在地</th> <th style="width:10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者福祉センター厚和寮</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目127</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者福祉センター友愛寮</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者福祉センターつばさ園</td> <td>鳥取市伏野2259-43</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者福祉センターあさひ園</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部やまと園</td> <td>西伯郡南部町阿賀15</td> <td>今年度補助対象</td> </tr> <tr> <td>羽合ひかり園</td> <td>東伯郡湯梨浜町大字光吉9-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白兔はまなす園</td> <td>鳥取市伏野2256-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三津白寿園</td> <td>鳥取市三津869-7</td> <td>今年度補助対象</td> </tr> <tr> <td>巖城はごろも苑</td> <td>倉吉市巖城920-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>皆生みどり苑</td> <td>米子市皆生新田二丁目3-1</td> <td>※平成23年度解体撤去済み</td> </tr> <tr> <td>境港通勤寮</td> <td>境港市外江町3413-3</td> <td>※平成29年度解体撤去済み</td> </tr> <tr> <td>計(11施設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助金の額の積算</p> <p>県立施設であった年数を当該施設の耐用年数(39年)で除した割合に応じた額</p>									施設名	所在地		障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127		障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目113-1		障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259-43		障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113-1		西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	今年度補助対象	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9-2		白兔はまなす園	鳥取市伏野2256-1		三津白寿園	鳥取市三津869-7	今年度補助対象	巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1		皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3-1	※平成23年度解体撤去済み	境港通勤寮	境港市外江町3413-3	※平成29年度解体撤去済み	計(11施設)		
施設名	所在地																																														
障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127																																														
障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目113-1																																														
障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259-43																																														
障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113-1																																														
西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	今年度補助対象																																													
羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9-2																																														
白兔はまなす園	鳥取市伏野2256-1																																														
三津白寿園	鳥取市三津869-7	今年度補助対象																																													
巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1																																														
皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3-1	※平成23年度解体撤去済み																																													
境港通勤寮	境港市外江町3413-3	※平成29年度解体撤去済み																																													
計(11施設)																																															

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	10,359	10,359	0				10,359	
トータルコスト	13,534千円(前年度 13,537千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>財政基盤が脆弱なため整備が進まない老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>社会福祉法人等が経営する社会福祉施設(介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。)</p> <p>※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人の施設を除く。</p> <p>※高額繰越金等を有する施設を除く。</p> <p>(2) 補助対象事業</p> <p>設置後10年以上が経過した施設又は設備(例:外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備)の改修・修繕。</p> <p>※総事業費が50万円以上1,000万円未満(通所・利用施設は上限が500万円未満)のものが対象。</p> <p>(3) 補助率等</p> <p>①補助対象経費の3/4(施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設)</p> <p>②補助対象経費の1/2(施設の利用が概ね施設所在市町村の住民に限られる施設)</p>								

3項 生活保護費

福祉保健課（内線：7859）→ 事業実施：福祉監査指導課

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保護行政費	〔債務負担行為〕 9,758 23,184		〔債務負担行為〕 9,758 △4,361	7,063		(雑入) 3,517	〔債務負担行為〕 9,758 12,604	
トータルコスト	91,451千円（前年度 95,873千円） [正職員：8.6人 非常勤職員：3.9人]							
主な業務内容	福祉事務所の監査、保護の決定及び調査、被保護者に対する支援							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生活保護に係る各種の調査や福祉事務所に対する監査などを行い、生活保護の適正実施を図る。また、就労支援専門員を県福祉事務所に配置し、就労指導等を実施することで被保護者の自立を支援する。

2 主な事業内容

生活保護に係る各種の調査、監査、適正化推進事業の実施及び就労支援員の配置に要する経費である。

（単位：千円）

区 分	予 算 額	財 源
法 施 行 事 務 費	5,784	国1/2、単県
生活保護適正実施推進事業	11,691	国3/4、国2/3、国1/2、単県
監 査 委 託 事 業	336	国10/10
被保護者就労（自立）支援事業	5,373	国3/4、単県
合 計	23,184	

債務負担行為額 9,758千円（4,879千円×2年）

3 就労支援の実施状況

年 度	就労支援対象者数	就労開始者数
平成24年度	51人	11人
平成25年度	63人	30人
平成26年度	52人	31人
平成27年度	50人	16人
平成28年度	38人	11人
平成29年度	29人	9人

2目・扶助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
扶助費	428,360	467,746	△39,386	199,019		(雑入) 3,756	225,585	
トータルコスト	464,081千円（前年度 503,499千円） [正職員：4.5人]							
主な業務内容	生活保護費支払事務、県負担金交付事務、見舞金支給事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活の保障、市及び福祉事務所を設置する町村が保護した居住地がない又は明らかでない者への負担金の支給等に要する経費である。</p> <p>(1) 生活保護費 269,115千円（国3/4、単県）</p> <p>(2) 現在地保護者県負担金 132,891千円（単県）</p> <p>(3) 単県見舞金 26,354千円（単県）</p>								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7193)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉施設放射線防護対策事業	589	578	11	589				
トータルコスト	4,558千円 (前年度 4,551千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 島根原子力発電所から半径30キロメートル以内に所在する障害者支援施設において整備した放射線防護対策設備の維持管理を行う。</p> <p>2 主な事業内容 原子力災害発生時において、即時待避が困難な障害者支援施設入所者等を安全に避難させるため、障害者支援施設に放射線防護対策設備を平成26年度に整備して、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>施設名: 光洋の里 (境港市渡町、障害者支援施設) 主な設備: 陽圧 (加圧) するための換気設備 (フィルター内蔵型)、非常用電源設備等</p>								

障がい福祉課 (内線: 7856)

2目 身体障がい者福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障害者更生相談所費	3,745	4,128	△383				3,745	
トータルコスト	8,508千円 (前年度 8,895千円) [正職員: 0.6人、非常勤職員: 0.2人]							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、補装具・更生医療判定、身体障がい者の援護に係る各種研修の開催							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 身体障害者更生相談所が行う医学的判定や補装具の処方・適合判定等の経費である。</p> <p>2 主な事業内容 ・定期相談、巡回相談事業 ・更生医療の判定事業 ・医学診査 (障害程度審査委員会) ・地域リハビリテーション推進事業 ・市町村職員研修開催事業</p>								

障がい福祉課 (内線: 7856)

3目 知的障がい者福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談所費	1,358	1,463	△105				1,358	
トータルコスト	21,203千円 (前年度 21,326千円) [正職員: 2.5人、非常勤職員: 0.2人]							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、医学的・心理学的判定業務、各種研修の開催							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 知的障害者更生相談所が行う医学的・心理学的判定等に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 ・相談・判定業務(療育手帳等の判定業務を行うとともに、専門的な相談に応じ、必要な支援を行う。) ・市町村職員研修事業</p>								

障がい福祉課 (内線: 7866)

3目 知的障がい者福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】知的障がい者団体広報啓発事業補助金	0	1,000	△1,000					
トータルコスト	0千円 (前年度 1,795千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>第7回手をつなぐ育成会中国・四国大会・「すまいる大会」鳥取大会への助成は平成30年度限りとして、本事業は廃止する。</p>								

8目 特別医療費助成事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業費	1,626,775	1,629,081	△2,306				1,626,775	
トータルコスト	1,629,950千円(前年度 1,632,259千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。								
2 主な事業内容								
重度心身障がい者等の医療費の本人負担分(3割等)から自己負担額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。								
(1) 対象者								
ア 重度心身障がい者(所得制限有)								
イ 精神障がい者(所得制限有)								
ウ 特定疾病患者								
エ 小児(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象)								
オ ひとり親家庭(所得制限有)								
(2) 自己負担額								
ア 重度心身障がい者、精神障がい者								
1 医療機関ごとに、月額負担上限額まで総医療費の1割を負担 (ただし、市町村民税非課税世帯等に該当する場合は、自己負担額なし) [月額負担上限額]								
所得区分		通院		入院				
一般		2,000円		10,000円				
低所得		1,000円		5,000円				
※低所得: 本人が市町村民税非課税								
イ 特定疾病患者、小児、ひとり親家庭								
・ 通院 1医療機関ごとに530円/日(負担上限額: 4日/月まで(2,120円/月))								
・ 入院 1医療機関ごとに1,200円/日(低所得者の負担上限額: 15日/月まで(18,000円/月))								
(3) 予算額内訳								
(単位: 千円)								
区分	予算額	内容						
医療費補助金	1,571,079	医療費の助成に要する経費(県1/2、市町村1/2) 重度心身障がい者: 554,662千円 精神障がい者: 62,245千円 特定疾病患者: 789千円 小児: 883,849千円 ひとり親家庭: 69,534千円						
事務費補助金	51,978	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費(県1/2、市町村1/2)						
協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 ・ 県医師会 2,500千円 ・ 県歯科医師会 450千円						
標準事務費	768							
合計	1,626,775							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別障害者手当等支給事業費	9,132	10,792	△1,660	6,603			2,529	
トータルコスト	12,307千円（前年度13,176千円）[正職員：0.4人、非常勤職員：0.1人]							
主な業務内容	特別障害者手当等の認定・支給業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>日常生活において常時特別な介護を要する在宅・重度の障がい者（児）に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。 （負担割合：国3/4、県1/4）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中部・西部総合事務所福祉保健局において、福祉事務所を設置していない三朝町及び大山町分の特別障害者手当等の支給事務を実施する。</p>								
（単位：千円）								
区分			単価	予算額				
特別障害者手当	(261人)	26,940円/月	7,031					
障害児福祉手当	(121人)	14,650円/月	1,773					
標準事務費		-	328					
合計			9,132					
※（ ）の人数は延受給者見込数								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費 (障害者医療費 (更生医療、精神通院医療、療養介護医療))	1,342,941	1,345,551	△2,610	561,054			781,887	
トータルコスト	1,374,693千円 (前年度1,377,331千円) [正職員: 4.0人、非常勤職員: 3.0人]							
主な業務内容	支給認定業務、診療報酬等支払事務等							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 自立支援医療 (精神通院医療)								
精神疾患のある方が自立した日常生活、社会生活を営むため、その障がいの軽減及び再発防止のために必要な通院医療費の一部を助成する。								
ア 実施主体 県								
イ 負担割合 国: 1/2、県: 1/2								
ウ 受給対象者数 18,798人 (平成30年3月末現在)								
(2) 自立支援医療 (更生医療)								
18歳以上の身体障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むため、障がいの軽減・除去や機能回復のために必要な医療費の一部を助成する。(市町村への負担金等)								
ア 実施主体 市町村								
イ 負担割合 国: 1/2、県: 1/4、市町村: 1/4								
ウ 受給対象者数 2,868人 (平成30年2月末現在)								
(3) 療養介護医療								
常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等 (療養介護) のうち、医療に係るものに対し医療費の一部を助成する。(市町村への負担金等)								
ア 実施主体 市町村								
イ 負担割合 国: 1/2、県: 1/4、市町村: 1/4								
2 主な事業内容								
(1) 自立支援医療 (精神通院医療) (単位: 千円)								
区分	予算額	内容						
自立支援医療費 (精神通院) (国1/2、県1/2)	1,122,109	医療費助成費 (精神通院医療)						
医療費審査事務委託費 (単県)	14,293	精神通院医療費の審査・支払事務の委託 (委託先: 診療報酬支払基金、国保連合会)						
非常勤職員報酬等 (単県)	730	精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務						
合計	1,137,132							
(2) 自立支援医療 (更生医療) (単位: 千円)								
区分	予算額	内容						
自立支援医療費 (更生医療) 給付事業負担金 (単県)	166,871	市町村が実施する医療費助成 (更生医療) に係る負担金						
医療費審査事務委託費 (単県)	660	更生医療費の審査・支払事務の委託 (委託先: 診療報酬支払基金、国保連合会)						
自立支援医療費 (更生医療) 審査支払システム改修経費助成 (単県)	2,904	審査支払システムの改修に係る経費助成 (助成先: 国保連合会)						
合計	170,435							
(3) 療養介護医療 (単位: 千円)								
区分	予算額	内容						
療養介護医療費 給付事業負担金 (単県)	35,290	市町村が実施する医療費助成 (療養介護医療) に係る負担金						
医療費審査事務委託費 (単県)	84	療養介護医療費の審査・支払事務の委託 (委託先: 診療報酬支払基金、国保連合会)						
合計	35,374							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
自立支援給付費（介護給付費等）	3,289,868	3,183,258	106,610				3,289,868													
トータルコスト	3,338,290千円（前年度 3,231,723千円） [正職員：6.1人]																			
主な業務内容	負担金交付事務、指導監査等																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障害者総合支援法により支給される指定障害福祉サービス等に要する費用について、その一部を法に基づき負担するものである。（実施主体：市町村、負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）</p> <p>2 主な事業内容（平成 31 年 3 月～平成 32 年 2 月分）</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス費等</td> <td>3,200,812</td> </tr> <tr> <td>相談支援給付費等</td> <td>51,391</td> </tr> <tr> <td>補装具費</td> <td>36,936</td> </tr> <tr> <td>高額障害福祉サービス給付費</td> <td>729</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,289,868</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	障害福祉サービス費等	3,200,812	相談支援給付費等	51,391	補装具費	36,936	高額障害福祉サービス給付費	729	計	3,289,868
区分	予算額																			
障害福祉サービス費等	3,200,812																			
相談支援給付費等	51,391																			
補装具費	36,936																			
高額障害福祉サービス給付費	729																			
計	3,289,868																			
障がい者虐待防止・権利擁護事業	3,263	3,264	△1	1,631			1,632													
トータルコスト	8,026千円（前年度 8,031千円） [正職員：0.6人]																			
主な業務内容	委託契約等事務、研修事業調整事務、各事業検査等事務																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県における障がい者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（国研修）に障がい福祉関係者を派遣する。 県外講師や指導者養成研修を受講した者を講師として、県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、県内の障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談窓口職員を対象とした研修を実施する。 専門的な見地から市町村等への支援を行う「支援チーム」を設置する。 <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指導者養成研修 障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者を国の研修に派遣して養成する。（3名分）</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>(2) 障がい者虐待防止等研修事業（委託） ・県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員 障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・障害者虐待防止法の啓発のための新聞広告</td> <td>1,986</td> </tr> <tr> <td>(3) 障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託） 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的關係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。</td> <td>1,014</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,263</td> </tr> </tbody> </table>									内 容	予算額	(1) 指導者養成研修 障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者を国の研修に派遣して養成する。（3名分）	263	(2) 障がい者虐待防止等研修事業（委託） ・県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員 障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・障害者虐待防止法の啓発のための新聞広告	1,986	(3) 障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託） 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的關係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	1,014	合 計	3,263		
内 容	予算額																			
(1) 指導者養成研修 障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者を国の研修に派遣して養成する。（3名分）	263																			
(2) 障がい者虐待防止等研修事業（委託） ・県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員 障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・障害者虐待防止法の啓発のための新聞広告	1,986																			
(3) 障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託） 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的關係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	1,014																			
合 計	3,263																			

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立障害者体育センター管理委託費 (指定管理者制度)	13,094	10,448	2,646				13,094	
トータルコスト	15,475千円 (前年度 12,038千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	委託料の支払、業務の点検・評価、指定管理者との協議等							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県立障害者体育センター (以下、「体育センター」という。) の管理運営を指定管理者に委託するための経費である。								
【施設の概要】								
区 分		内 容						
所 在 地		鳥取市湖山町西三丁目113-2						
設 置 目 的		障がい者の体育活動等を推進するため						
建 築 面 積		992.65㎡						
開館年月日		昭和52年10月13日						
2 主な事業内容								
(1) 管理委託費 (8,500千円)								
ア 指定管理者の名称等								
区 分		内 容						
所 在 地		米子市米原八丁目11番49号						
団 体 名		株式会社TKSS						
代 表 者 名		代表取締役 田中 富士夫						
イ 指定の期間								
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで (5年間)								
ウ 業務の内容								
<ul style="list-style-type: none"> ・体育センターの施設設備の維持管理に関する業務 ・体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等 								
(2) 指定管理施設利用者環境向上事業 (2,930千円)								
利用者環境の向上を目的とする備品購入や施設修繕等を行う経費である。								
平成31年度は車いすバスケットボール用の車いすを1台購入する。								
項 目		概 要					金 額	
競技用車いすの購入		老朽化で使用できなくなった車いすバスケットボール用の競技用車いすを1台更新する。					230千円	
土地の分筆登記業務		公共下水道接続のために必要な土地の確保のため隣接土地等の分筆登記業務を土地家屋調査士協会に委託する。					2,700千円	
合 計							2,930千円	
(3) 障がい者等県立施設利用促進事業 (1,664千円)								
障がい者及び高齢者等の社会参加促進を図るため、指定管理者が障がい者及び高齢者等の利用料を減免する場合に当該減免相当額を補助金として交付する。(補助率10/10)								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																																																																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																																																																						
重度障がい児者支援事業	29,377	29,071	306				29,377																																																																																																																						
トータルコスト	31,758千円 (前年度 31,455千円) [正職員: 0.3人]																																																																																																																												
主な業務内容	補助金交付事務等																																																																																																																												
工程表の政策目標(指標)	-																																																																																																																												
事業内容の説明																																																																																																																													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>重症心身障がい児者等受入事業所の運営費及び施設整備費に対し助成することにより、重症心身障がい児者等の地域生活の一層の充実を図る。</p>																																																																																																																													
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 重度障がい児者日中支援事業 (27,589千円)</p> <p>生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る自立支援給付費の相当額を差し引いた差額分の助成を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="8">市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td colspan="8">重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="8">県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td colspan="2">生活介護利用</td> <td colspan="2">利用者一人当たり</td> <td colspan="2">2,900円/日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">放課後等デイ利用</td> <td colspan="2">利用者一人当たり</td> <td colspan="2">1,900円/日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(2) 重度障がい児者短期入所利用支援事業 (1,788千円)</p> <p>短期入所事業所において、重症心身障がい児者等の短期入所への支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る自立支援給付費の相当額を差し引いた差額分の助成を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="8">市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td colspan="8">重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="8">県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td colspan="8">利用者一人当たり 6,700円/日</td> </tr> </table> <p>(3) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業 (0千円) ※平成31年度は該当案件なし</p> <p>生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="8">社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td colspan="8">生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れる社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="8">県10/10</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td colspan="8">総事業費から社会福祉施設等施設整備事業の国庫補助基本額に4/3を乗じて得た額を除いた額の1/2</td> </tr> </table>									実施主体	市町村								補助対象	重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等								負担割合	県1/2、市町村1/2								補助基準単価	生活介護利用		利用者一人当たり		2,900円/日					放課後等デイ利用		利用者一人当たり		1,900円/日				実施主体	市町村								補助対象	重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等								負担割合	県1/2、市町村1/2								補助基準単価	利用者一人当たり 6,700円/日								実施主体	社会福祉法人等								補助対象	生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れる社会福祉法人等								負担割合	県10/10								補助額	総事業費から社会福祉施設等施設整備事業の国庫補助基本額に4/3を乗じて得た額を除いた額の1/2							
実施主体	市町村																																																																																																																												
補助対象	重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等																																																																																																																												
負担割合	県1/2、市町村1/2																																																																																																																												
補助基準単価	生活介護利用		利用者一人当たり		2,900円/日																																																																																																																								
	放課後等デイ利用		利用者一人当たり		1,900円/日																																																																																																																								
実施主体	市町村																																																																																																																												
補助対象	重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等																																																																																																																												
負担割合	県1/2、市町村1/2																																																																																																																												
補助基準単価	利用者一人当たり 6,700円/日																																																																																																																												
実施主体	社会福祉法人等																																																																																																																												
補助対象	生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れる社会福祉法人等																																																																																																																												
負担割合	県10/10																																																																																																																												
補助額	総事業費から社会福祉施設等施設整備事業の国庫補助基本額に4/3を乗じて得た額を除いた額の1/2																																																																																																																												

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業	12,244	12,529	△285				12,244	
トータルコスト	13,832千円 (前年度 14,118千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業者等との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を助成することにより、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を確保することで、障がい者の地域移行の促進を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者グループホーム夜間世話人配置事業補助金 (6,829千円)								
区分	内容							
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等							
間接補助事業主体	市町村							
内容	グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。							
補助基準額	夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計							
(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合								
障害支援区分	補助単価 (単位: 円 (日・人))							
	夜間世話人配置 4人:1以上	夜間世話人配置 5人:1	夜間世話人配置 6人:1					
区分 5,6	570	460	380					
(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合								
障害支援区分	補助単価 (単位: 円 (日・人))							
	夜間世話人配置 4人:1以上	夜間世話人配置 5人:1	夜間世話人配置 6人:1					
区分 1~6	680	540	450					
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
(2) 重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業 (5,415千円)								
区分	内容							
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等							
間接補助事業主体	市町村							
内容	グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1:1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。							
補助基準額	夜間生活支援員一人当たり 9,435円/日 (1施設 支援員2名を上限とする)							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	1,730	2,071	△341			1,730		
トータルコスト	2,524千円(前年度 2,866千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	研修の委託実施、事業所登録、認定証発行							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法の改正により平成24年度から介護職員等によるたんの吸引等(口腔内、鼻腔内等のたん吸引や胃ろう、腸ろう等による経管栄養)が制度化された。たんの吸引等を必要とする特定の者に対しその必要とする特定の行為を適切に行うことができる介護職員等を養成するための研修を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修</p> <p>ア 対象 特定の者に対したんの吸引等を実施しようとする福祉施設従事者等</p> <p>イ 定員 60人</p> <p>ウ 内容 (基本研修) ・ 重度障がい児者の障がいや支援に関する講義等 8時間 ・ たんの吸引等に関する演習 1時間 (実地研修) 実際に行為の対象となる特定の者に対し連続2回手引き書の手順どおりに実施できるようになるまで実地研修を行う。</p> <p>(2) 指導者養成事業 都道府県研修で講師、指導者を務める看護師等を養成する。</p> <p>(3) 喀痰吸引等研修実施委員会の開催 医師、看護師等で構成する委員会を開催し、研修実施計画、研修教材・講師、筆記試験問題等について審議する。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県グループホーム スプリンクラー等設置 促進事業	1,400	1,435	△35				1,400	
トータルコスト	2,194千円 (前年度 2,230千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者グループホームの利用者の安全性を確保するために有効であるスプリンクラー又は簡易型スプリンクラーの設置促進を図るため、施設を運営する社会福祉法人等が行う整備に対し支援を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 簡易型スプリンクラーの設置費補助								
実施主体	社会福祉法人等							
補助対象	スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、事業主体 1/2							
予算額	1,400千円 (基準単価 70千円/室×40室×1/2)							
(2) 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金(スプリンクラー整備事業)への上乗せ補助								
実施主体	社会福祉法人等							
補助対象	短期入所事業所、共同生活援助事業所(グループホーム)において、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金(スプリンクラー整備事業)の補助を受けてスプリンクラーを設置する社会福祉法人等							
補助の考え方	社会福祉施設等施設整備費補助金(スプリンクラー整備事業)による補助額に、補助対象経費の1/8を上乗せして補助する。							
負担割合	スプリンクラー整備事業 3/4 (国費 1/2、県 1/4) 県費上乗せ 1/8 (本事業)、事業者負担 1/8							
予算額	0千円 (平成31年度は実施予定なし)							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	6,408	8,143	△1,735				6,408	
トータルコスト	7,996千円 (前年度 9,732千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい児施設等において強度行動障がい者が待機している状況を早期に解消すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やすことを目的とする。								
2 主な事業内容								
(1) 新規入居支援								
障害者支援施設及びグループホームにおいて、新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。								
実施主体	市町村							
補助対象	新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
補助基準単価	ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 240,000円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月							
(2) グループホーム移行支援								
強度行動障がい者が障害者支援施設からグループホームへ移行した場合に、1:1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。								
実施主体	市町村							
補助対象	入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
補助基準単価	一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月							
(3) 短期入所利用支援								
強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。								
実施主体	社会福祉法人等							
補助対象	強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
補助基準単価	一人当たり所要額 12,000円/日							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
腎臓病患者サポート事業	328	328	0	164			164	
トータルコスト	1,122千円 (前年度 1,123千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県腎友会が行う腎臓病患者同士の情報交換、相談活動に係る経費を支援することにより、県内の腎臓病患者の療養生活の悩み事、生活の不安感を解消し、腎臓病患者が安心して生活できる社会環境を整える。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東中西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程度の相談会を開催する。</p>								
障がい者のためのパソコンボランティア養成・派遣事業	3,286	3,068	218	1,643			1,643	
トータルコスト	4,080千円 (前年度 3,863千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	事業者の選定及び委託契約業務、委託事業者との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者のパソコン使用に際し、パソコンの使用方法等について指導等を行うパソコンボランティアを養成し、個々の障がい者の要望に応じて派遣することにより、障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県から委託を受けた事業実施者が、パソコンボランティアの養成を行い、障がい者等(保護者、支援者を含む)からの派遣申し込みを受け、パソコンに関する指導等を行うため、障がい者宅にパソコンボランティアを派遣する。</p>								
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	19,196	19,196	0	12,797			6,399	
トータルコスト	19,990千円 (前年度 19,991千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>障がい福祉サービスのうち、訪問系サービスの給付額が自立支援給付費の国庫負担基準額の上限を超えている市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。</p> <p>補助率: 県3/4 (国1/2、県1/4。残り1/4は市町村負担)</p> <p>※訪問系サービス: 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児・者地域生活体験事業	1,519	1,666	△147				1,519	
トータルコスト	2,313千円 (前年度 2,461千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業所・市町村との調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
在宅で生活する障がい児・者が、地域で自立した社会生活が営めるよう、生活体験ホームを利用し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すための生活体験を行う。								
2 主な事業内容								
障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)を利用して、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村に助成する。								
区分	内 容							
実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等							
利用者	県内に居住している在宅の障がい児者							
補助基準額	【補助単価】							
	利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日(人件費相当) (補助基準額は県の非常勤単価の日額単価に基づくもの)						
	家賃補助額	330,000円(1施設あたり、上限)						
	施設利用日数	利用者一人当たり1泊2日～3ヶ月まで						
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
事業所数(※)	5箇所							
(※) 生活体験ホームの基準を満たした事業所であり、あらかじめ県が指定する。								
障がい者等歯科医療技術者養成事業	330	330	0	165			165	
トータルコスト	1,124千円 (前年度 1,125千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	委託契約・検査事務、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がいの特性等により、歯科保健医療サービスを受けることが困難な障がい者の口腔の健康の保持を推進するため、それぞれの障がいの状態に応じた対応に必要な知識や技術を有する歯科専門職(歯科医師及び歯科衛生士)を育成する。								
2 主な事業内容								
日本障害者歯科学会の指導医を招聘し、県内の歯科医を対象に障がい者歯科診療についての講習会を開催し、また臨床指導において指導を行う。(年2回開催) (委託先: 一般社団法人鳥取県歯科医師会)								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
多目的トイレ・UDタクシー利用促進事業	1,654	3,113	△1,459				1,654	
トータルコスト	4,035千円 (前年度 5,497千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	委託契約、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>民間事業者にて確保されている仮設の多目的トイレ(バリアフリー、人工肛門・人工膀胱保有者対応)2台について、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が主催等で行うイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図る。</p> <p>また、本県では共生社会の実現に向け、日本財団との共同プロジェクトを活用しながら、ユニバーサルな移動手段である「UDタクシー」の導入と普及を進めているが、その特徴を有効に活用し、障がい者をはじめとする交通弱者の更なる利用促進に繋げることが重要である。そのため、イベント主催者等がUDタクシーを一定台数借り上げ、日頃の外出が困難な障がい者がイベントなどに参加しやすくすることで、利用促進をモデル的に実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 多目的トイレ利用促進事業 1,154千円</p> <p>障がい者が安心して行動するための環境整備の一環として、災害が発生した際の避難所や、市町村が行う防災訓練、県関係のイベント会場に、多目的トイレの貸出を行う。</p> <p>(2) イベント参加UDタクシー利用促進モデル事業 500千円</p> <p>イベント主催者がUDタクシーを借り上げて、日頃外出困難な障がい者や高齢者が参加しやすくするシステムを作った場合に、UDタクシーの料金を補助する。</p>								
事業主体	一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者							
対象経費	イベント開催中のタクシー借り上げ経費							
事業費	500千円(補助金)							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親亡き後の安心サポート体制構築事業	3,511	3,511	0				3,511	
トータルコスト	4,305千円 (前年度 4,306千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者やその保護者の高齢化が年々進んでいる状況にある中、主として知的障がい(児)者の「親亡き後」の不安や悩みを少しでも取り除くツールとして、平成25年度から平成27年度にかけて鳥取県手をつなぐ育成会へ委託し、保護者が健在なうちに、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書である「安心サポートファイル」を作成したところである。</p> <p>このファイルを着実に全県的な普及と活用を図るため継続して普及員の設置及び養成や、普及員や関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを配置する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 安心サポートファイルの普及の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置 ・普及拡大のための説明会開催等 <p>(2) 親亡き後に向けて必要とされる支援について検討する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会開催 								
鳥取県障がい児者自発的活動支援事業	1,000	1,000	0	500			500	
トータルコスト	2,588千円 (前年度 2,589千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金業務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図る事業を行う県内の団体等に対して、その経費の一部を助成する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 対象団体</p> <p>在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の団体。 ただし、参加障がい児者が複数の市町村に及ぶ場合に限る。</p> <p>(2) 対象事業及び上限額</p> <p>①自発的レク事業(1事業あたり上限100千円) 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業を実施</p> <p>②地域づくり交流促進事業(1事業あたり上限250千円) 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業を実施</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>報償費、旅費、宿泊費、需用費(賞品代、景品代及び性質・形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品の購入経費は除く)、役務費、使用料及び賃借料</p> <p>(4) 補助率</p> <p>県1/2</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）	172,683	189,605	△16,922				172,683	
トータルコスト	175,858千円（前年度 192,783千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>障害者総合支援法により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が実施する地域生活支援事業に要する費用について、その一部を法に基づき補助するものである。（実施主体：市町村、負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）</p>								
2 市町村が実施する主な事業内容								
理解促進研修・啓発事業								
障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行う。								
自発的活動支援事業								
障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援する。								
相談支援事業								
障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。								
成年後見制度利用支援事業								
障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する。								
意思疎通支援事業								
聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳や要約筆記、点訳を行う者の派遣を行う。								
日常生活用具給付等事業								
重度の障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。								
手話奉仕員養成研修事業								
聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施する。								
移動支援事業								
屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。（個別支援、グループ支援、車両移送型）								
地域活動支援センター機能強化事業								
障がい者等に対し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実強化を図る。								
障害者虐待防止対策支援事業								
障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（相談支援体制強化事業）	2,075	2,293	△218	662			1,413	
トータルコスト	12,394千円（前年度12,622千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	県地域自立支援協議会の運営業務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、相談支援体制を整備するなど、広域的な支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 自立支援協議会運営事業等</p> <p>有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。</p> <p>また、市町村・圏域の相談支援体制を強化するため、相談支援アドバイザーを派遣し、技術的助言を行う。</p> <p>(2) 身体・知的障害者相談員活動強化事業</p> <p>市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）	24,991	20,327	4,664	12,495			12,496	
トータルコスト	28,166千円（前年度23,505千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	研修の委託実施、国研修への派遣、修了証書交付事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障害福祉サービスを提供する者等を対象に、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。								
2 主な事業内容								
(1) 研修の実施にかかる費用（23,323千円）								
障害福祉サービスを提供する者等に対する人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。（委託事業：委託先「社会福祉法人鳥取県厚生事業団」）（単位：千円）								
区分	予算額	事業内容						
サービス提供責任者等研修	3,077	指定居宅介護事業所のサービス提供責任者や実務経験が3～5年の従事者等を対象に、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を習得することを目的とする研修を実施する。						
サービス管理責任者等研修	7,158	サービス管理責任者になる者の養成、現任のサービス管理責任者等の支援技術向上のための研修を実施する。平成31年度に国のカリキュラム改正と更新制度の導入が予定されている。						
障害者支援施設等職員研修	1,313	県内の障害者支援施設の職員等を対象に、要介助高齢知的障がい者の支援及び介護技術の向上や施設入所者の地域移行等に関する研修を実施する。						
強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修／実践研修）（行動援護従業者養成研修を兼ねる）	2,557	従事者全般を対象に、強度行動障がいの特性や制度の理解、基本的な支援技術を習得するための研修を実施する。また、基礎研修修了者を対象に実践的な支援技術の習得や専門性向上のための研修を実施する。						
障がい者グループホーム世話人等研修	921	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修を実施する。						
同行援護従業者養成研修	1,875	同行援護事業所のサービス提供責任者や従事者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修を実施する。						
相談支援従事者研修	5,201	相談支援事業の従事者の技能向上を図るため、初任者研修、現任研修、主任相談支援専門員研修及び専門コース別研修を実施する。						
障害支援区分認定調査員等研修	1,221	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。						
合計	23,323							
(2) 指導者養成研修等への派遣（1,668千円）								
県が実施する研修の指導者（講師）を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。								
研修名	派遣人数	予算額						
相談支援従事者指導者養成研修	4名	376千円						
サービス管理責任者等指導者養成研修	6名	564千円						
強度行動障害指導者養成研修（基礎）	2名	170千円						
強度行動障害指導者養成研修（実践）	2名	170千円						
主任相談支援専門員養成研修	3名	315千円						
障害支援区分認定調査員研修指導者養成研修	1名	73千円						
合計	18名	1,668千円						

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (障がい福祉サービス質の向上支援事業)	224	224	0	112			112	
トータルコスト	1,812千円 (前年度 1,813千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 障害者支援施設等において、専門性や高度な技術を必要とする強度行動障がい者等の支援を適切に提供するため、支援の方法や技術の向上を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容 提供する障害福祉サービスの質の向上のため、事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討・事例研究等に必要な経費 (アドバイザー招致に係る費用等)、法人・事業所等が自ら企画する研修会や国立のぞみの園等が主催する研修会への参加に係る費用等に対し補助金を交付する。</p>								
対象者	強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者について、その処遇に係る個別具体的な課題を解決するため次の事業を実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者							
対象事業	区 分			対 象 経 費				
	事例検討・研究会や自らが企画実施する従事者等研修会			講師・アドバイザー招致に係る謝金及び旅費				
	国立のぞみの園等が主催する研修会への参加			研修参加費及び旅費				
	先進事例の視察・研究			旅費				
補助率	1/2							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（高次脳機能障がい支援普及事業）	4,662	4,662	0	2,241			2,421	
トータルコスト	11,806千円（前年度11,813千円） [正職員：0.9人]							
主な業務内容	研修会の開催、総括的相談対応、委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高次脳機能障がいのある方の支援体制の充実を図るため、以下を目的に実施する。</p> <p>(1) 高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、高次脳機能障がいに対する相談対応、医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するためのネットワークの充実を図る。</p> <p>(2) 研修会等を通して必要な人材育成を行うとともに、普及啓発を行い、広く高次脳機能障がいへの理解を進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 高次脳機能障がい者支援事業（4,410千円 国1/2、県1/2）</p> <p>医療法人十字会野島病院に設置する「高次脳機能障がい者支援拠点機関」に相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務等を委託する。</p> <p>①相談対応及び関係機関との連絡調整</p> <p>②専門研修の開催</p> <p>③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実</p> <p>④関係機関の支援状況の把握及び情報提供</p> <p>⑤高次脳機能障がいの普及啓発</p> <p>⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価</p> <p>(2) 高次脳機能障がい支援連携強化事業（72千円 国1/2、県1/2）</p> <p>市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障害者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。</p> <p>(3) 標準事務費（180千円）</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）	12,543	13,742	△1,199	6,196			6,347	
トータルコスト	14,131千円（前年度 15,331千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	指導者研修受講者選定事務、委託契約事務、受託者との打ち合わせ、事業内容広報等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活が送れるよう、必要な社会参加促進のための施策を以下のとおり実施する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	予算額	内 容						
補助犬育成事業（国1/2）	2,187	補助犬を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。また、補助犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。 〔委託先：視覚障がい者関係団体〕						
障害者社会参加推進センター設置事業（国1/2）	4,636	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。 〔委託先：社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会〕						
視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修の旅費支給（国1/2）	199	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。 〔県直営〕						
知的障がい者レクリエーション教室開催事業（国1/2）	1,400	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する経費を補助する。 〔補助先：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
知的障がい者本人大会開催事業（国1/2）	200	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。 〔補助先：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
心の輪を広げる体験作文・障害者週間ポスター募集・表彰（国1/2）	149	内閣府と共催で、県内から心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターを募集し、優秀な作品は知事表彰を行う。〔県直営〕						
「よりよい暮らしのために」の購入（単県）	0	障がい者に関する必要な情報をまとめた冊子を購入し、障がい者手帳の交付時に市町村を通じて配布することにより、障がい者の社会参加の支援に役立てる。 ※平成31年度より福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費で実施						
鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業（国1/2）	2,200	知的障がい児者がスポーツを通じて、健康増進と体力向上を図り、社会参加を促進するため「手をつなぐスポーツ祭り」の開催に要する経費を補助する。 〔補助先：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業（国1/2）	307	アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族に対し、講義と話し合いの場を設ける。 〔県直営〕						
精神障がい者地域移行サポート事業（国1/2）	310	地域移行後の精神障がい者を見守り、彼らが、地域で継続して社会生活を送ることができるよう手助けする「地域移行サポーター」を養成し、支援活動を行うボランティア組織を支援する。 〔補助先：県内で活動するボランティア組織〕						
精神保健福祉普及啓発事業（国1/2）	955	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「こころの健康啓発事業」を開催する。〔県直営〕						
合計	12,543							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																	
地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業）	28,447	28,447	0	14,223			14,224																																																																	
トータルコスト	29,241千円（前年度 29,242千円） [正職員：0.1人]																																																																							
主な業務内容	委託契約事務、会議出席等																																																																							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設で働く障がい者の一般就労への移行の推進																																																																							
事業内容の説明																																																																								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターに生活支援員を1名ずつ配置し、センターに登録している障がい者に対して、日常生活や社会生活を営む上で必要な相談・支援を行うとともに、発達障がい者就労・生活支援員を1名ずつ配置（中部：0.5人役）し、近年増加傾向にある発達障がい者に重点を置いて、就労面や生活面で必要な相談・支援を行う。</p> <p>また、特別支援学校の卒業生等働くことを希望する障がい者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に結び付くようコーディネートする「アセスメント（就労評価）・調整支援員」を西部圏域の障害者就業・生活支援センターに配置する。（1人役）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先</p> <table border="1" data-bbox="247 929 1372 1064"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>東部</th> <th>中部</th> <th>西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所名</td> <td>障害者就業・生活支援センターしらはま</td> <td>障害者就業・生活支援センターくらよし</td> <td>障害者就業・生活支援センターしゅーと</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">社会福祉法人鳥取県厚生事業団</td> <td>社会福祉法人あしーど</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 障害者就業・生活支援センターについて</p> <p>ア 人員配置状況 (人)</p> <table border="1" data-bbox="247 1153 1436 1467"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所管</th> <th>財源</th> <th>東部</th> <th>中部</th> <th>西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業支援員</td> <td>労働局</td> <td>国委託</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>生活支援員</td> <td rowspan="3">障がい福祉課</td> <td>国 1/2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>発達障がい者就労・生活支援員</td> <td>国 1/2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>アセスメント・調整支援員</td> <td>国 1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>職場開拓支援員</td> <td>商工労働部</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>業務補助員</td> <td>雇用人材局</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>定着支援員</td> <td>雇用政策課</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>9</td> <td>7.5</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内が本事業による人員配置</p>									圏域	東部	中部	西部	事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと	実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど	区分	所管	財源	東部	中部	西部	就業支援員	労働局	国委託	4	3	3	生活支援員	障がい福祉課	国 1/2	1	1	1	発達障がい者就労・生活支援員	国 1/2	1	0.5	1	アセスメント・調整支援員	国 1/2	-	-	1	職場開拓支援員	商工労働部	単県	1	1	1	業務補助員	雇用人材局	単県	1	1	1	定着支援員	雇用政策課	単県	1	1	1	計			9	7.5	9
圏域	東部	中部	西部																																																																					
事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと																																																																					
実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど																																																																					
区分	所管	財源	東部	中部	西部																																																																			
就業支援員	労働局	国委託	4	3	3																																																																			
生活支援員	障がい福祉課	国 1/2	1	1	1																																																																			
発達障がい者就労・生活支援員		国 1/2	1	0.5	1																																																																			
アセスメント・調整支援員		国 1/2	-	-	1																																																																			
職場開拓支援員	商工労働部	単県	1	1	1																																																																			
業務補助員	雇用人材局	単県	1	1	1																																																																			
定着支援員	雇用政策課	単県	1	1	1																																																																			
計			9	7.5	9																																																																			

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (生活訓練事業)	4,165	4,215	△50	2,082			2,083	
トータルコスト	5,753千円 (前年度 5,804千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、意見交換会・会議、関係団体との連絡調整等、協議・紹介・相談業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、その生活の質的向上や社会参加の促進を図る。								
2 主な事業内容								
(負担割合: 国 1/2、県 1/2) (単位: 千円)								
区分	委託先	内 容					予算額	
視覚障がい者生活訓練事業	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会	歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活(生活設計、育児等)等の講習会等を開催する。					992	
中途視覚障がい者生活訓練事業	社会福祉法人鳥取県ライトハウス	失明による不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング(障がい者の不安を取り除く面談)、歩行訓練、点字講習等を実施する。					345	
聴覚障がい者日常生活訓練事業	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会	聴覚障がいのある方に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。					942	
オストメイト日常生活訓練事業		ストマ(いわゆる人工肛門)装着訓練やオストメイト(ストマを装着した人)に対する社会生活訓練を講習会等を通じて行う。					389	
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業		音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。					744	
在宅重度障がい者社会参加促進事業		筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。					600	
日常生活訓練事業		身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。					153	
合 計						4,165		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
地域生活支援事業（盲人ホーム運営費補助金）	6,822	6,781	41	3,411			3,411									
トータルコスト	7,616千円（前年度7,576千円） [正職員：0.1人]															
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等															
工程表の政策目標（指標）	-															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に就労の場を提供するとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に要する経費を助成することにより、視覚障がい者の自立更生を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。 （負担割合：国 1/2、県 1/2）</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス盲人ホーム</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉三丁目18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム	所在地	米子市皆生温泉三丁目18-3	主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供
区 分	内 容															
施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム															
所在地	米子市皆生温泉三丁目18-3															
主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供															

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者一般就労移行支援事業	2,499	2,499	0	437			2,062	
トータルコスト	4,087千円 (前年度 4,089千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、実習謝金の支払い、一般就労移行調査、各種会議への出席等							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設で働く障がい者の一般就労への移行の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 障がい者の就労支援を効果的に推進するため、障がい福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の地域の社会資源が連携し、各障がい福祉圏域における障がい者の就労支援ネットワークを構築する。								
(2) 障がい者が円滑に職場に適用できるよう、障害福祉サービス事業所等の職員の資質向上を図るため、就労移行・定着支援セミナーを開催する。								
(3) 障害福祉サービス事業所を利用する障がい者の職場実習の活性化を図ることを目的として、実習の受入企業に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。								
(4) 県内の就労移行支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所で研修派遣された場合の研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修派遣事業所に旅費相当額を支給する。								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者一般就労移行ネットワーク会議								
内容	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託して、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。							
予算額	733千円							
(2) 就労移行・定着支援セミナー開催事業								
内容	<対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修終了者(特別支援学校、企業を含む。)、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体等 <内容(想定)> ア 基調講演 支援における視点と姿勢、就労移行・定着の課題などの講演 イ 実践報告							
予算額	875千円(国1/2)							
(3) 実習受入謝金等の支給								
内容	障害福祉サービス事業所からの実習を受入れた企業に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。(但し、3日以上の実習に限る。) <謝金・奨励金の単価> ア 受入企業への謝金 …実習1日当たり1,000円 イ 実習受講者への奨励金 …実習1日当たり1,000円							
予算額	531千円							
(4) 研修受入謝金等の支給								
内容	県内の就労移行支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修派遣事業所に旅費相当額を支給する。(県内で2名) <謝金・奨励金の単価> 受入謝金 50千円×2事業所=100千円 派遣者への奨励金 130千円×2人=260千円 130千円上限(東京都:5泊6日想定)							
予算額	360千円							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農福連携推進事業	15,647	14,623	1,024	11,137		(雑入) 18	4,492	
トータルコスト	26,760千円 (前年度 25,746千円) [正職員:1.4人]							
主な業務内容	農福連携マッチング業務、プロジェクトチーム (各福祉圏域) の開催等							
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 障がい者の農業分野への就労を促進するため、就労系障害福祉サービス事業所と農家の農作業受委託のマッチングを行うほか、特産品生産に係る相談支援など農福連携の受注体制強化のための取組支援を行う。								
(2) 新しい地域の仕組みづくりと就労継続支援事業所の安定的・継続的作業を確立するため、地域の課題などの現状把握と実践的なモデル地区を選定し、農福連携事業を更に推進する。								
2 主な事業内容								
(1) 農福連携マッチング機能								
内容	農家と就労系障害福祉サービス事業所との農作業の受委託を円滑に行うため、各圏域のプロジェクトチームの管理の下、福祉保健局等にコーディネーターを配置して次の業務を行う。 <業務内容> ・就労系障害福祉サービス事業所のニーズ把握及び農福への取組勧奨 ・農作業の情報収集及び就労系障害福祉サービス事業所が受注しやすいような農作業の提案 ・農作業受委託のマッチング、契約支援 ・農林局、福祉保健局等の関係機関からの農家及び就労系障害福祉サービス事業所に関する情報把握 等							
予算額	8,100千円 (国1/2)							
(2) 農業を主要な就労事業とする就労系障害福祉サービス事業所の育成支援								
①共同発注グループに参加する農家への謝金								
内容	年間を通じて事業所が農作業を受託できるよう、共同発注を積極的に進める農家に謝金を支給する。 <謝金制度の概要> 1つの就労系障害福祉サービス事業所に年間を通じた(5か月以上)複数の農作物に関する農作業を発注する共同発注グループの農家に対して謝金(作業料金の8割、上限5万円)を支給する。							
予算額	300千円							
②農作業の指導を受けるための農業支援員配置費用の補助								
内容	農家との請負契約又は委託契約を結び、その農作業の指導を受けるために、配置する農業支援員の費用を助成する。 (県が新規にマッチングあるいは自主事業を支援するものに限る) <補助制度の概要> 支援員の費用の10/10 上限 1回当たり 41,400円 (時給1,150円×6時間×6日=41,400円) 6事業所×2回×@41,400円=497千円							
予算額	497千円 (国10/10)							
(3) 農福連携による地域づくり事業								
内容	地域の課題から地域づくりの仕組みづくりと事業所の安定的・継続的な受託を確立するための現状把握とモデル地区の選定を行う。また、農福マルシェの開催や商品開発と販路拡大を推進する。							
予算額	6,600千円 (国10/10)							
(4) 事務費 150千円								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	13,660	20,490	△6,830				13,660									
トータルコスト	18,423千円 (前年度 25,257千円) [正職員: 0.6人]															
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整等															
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成30年度からの第3期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとり(※)でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図る。</p> <p>※ワークコーポとっとり 単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置(全国初)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 共同作業場の運営 (13,360千円) 受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人役(3名)の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理、等</p> <p>(2) 共同作業場の実習にかかる奨励金 (300千円) 中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。 1日3,000円/1事業所×最大10日×10事業所=300千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>鳥取県では、工賃水準を平成18年度の約11,000円から33,000円以上にすることを目指して、工賃3倍計画を策定。平成29年度の月額平均工賃は18,312円で、計画策定時から約45%上昇した。 また、平成30年4月に倉吉市に社会福祉法人慶光会が運営する地域はたらくセンターが開所したことで、鳥取市のワークコーポとっとり、大山町で特定非営利活動法人ライヴが水福連携の共同作業場として運営する御崎漁港とあわせ、県内3地区に共同作業場の展開が図られた。 平成30年度からの第3期工賃3倍計画においても引き続き33,000円を目標とし、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター等と連携し、共同作業場での取組を始めとする支援策を講じて工賃向上を図る。</p> <p>【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>設立趣旨</td> <td>鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>設置時期</td> <td>平成16年7月1日</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>94会員 ※H30.12末現在</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)</td> </tr> </table>									設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。	設置時期	平成16年7月1日	会員数	94会員 ※H30.12末現在	事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。															
設置時期	平成16年7月1日															
会員数	94会員 ※H30.12末現在															
事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	8,095	6,870	1,225				8,095	
トータルコスト	12,858千円（前年度 11,637千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	審査委員会の開催、審査、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）の安定した運営等を支援するための無利子融資制度及び事業所又は事業所と協働する企業が新商品開発を行う場合に要する経費の助成制度を設け、事業所で働く障がい者の所得向上につなげる。								
2 主な事業内容								
(1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度								
融資制度概要	貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人						
	貸付限度額	5,000千円						
	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助）担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。						
	資金使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）						
	償還期間	5年以内（据置期間：6ヶ月以内）						
	償還方法	元金均等毎月償還方式（繰上償還可）						
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予算額	111千円							
(2) 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業								
実施主体	(1) により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関							
補助率	県 10/10							
補助対象経費	(1) による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成							
予算額	984千円							
(3) 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金								
実施主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人							
対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など							
限度額	1,000千円							
補助率	県 2/3							
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予算額	6,000千円							
(4) 障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金								
実施主体	県内の就労継続支援（A型・B型）事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート企業・団体として認定されている企業等							
対象事業	新商品（製品・サービス）開発、新たな販売形態の導入のために必要な開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など							
限度額	1,000千円							
補助率	県 2/3							
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予算額	1,000千円							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	25,832	26,613	△781	11,960			13,872	
トータルコスト	30,595千円（前年度31,380千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成29年度に策定した第3期工賃向上計画を踏まえ、障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）に対して経営改善や職員の意識改革による基盤強化、ビジネス感覚を取り入れた事業展開等による経営力強化等を実現させるための支援を行い、工賃向上や障がい者の就労に対する意識の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターに事業コーディネーター（4名）及び事務職員（1名）を配置し、事業所訪問による現状把握・課題分析を行い、個々の事業所への支援や相談対応を行うとともに、共同受注窓口機能を充実させ、官公需・企業等からの受注及び事業所マッチングを効果的に進める。</p> <p>また、県有施設の有償貸付にあたり、国庫納付金相当額を鳥取県立公共施設等建設基金に積み立てる。</p> <p>(1) 鳥取県障害者就労事業振興センターコーディネーターによる訪問及び総合相談体制の充実 事業所が抱える課題に対して総合相談窓口の体制を整え必要に応じた対応を行うとともに、定期的に事業所を訪問し課題解決のための助言を行う。</p> <p>(2) 専門家の派遣 工賃向上に取り組む事業所や経営安定のための経営改善に取り組む事業所に対して専門家（中小企業診断士、ビジネスデザイナー等）を派遣する。</p> <p>(3) 商品（サービス）の質の向上 商品開発・改善、新規事業・改善に向けた中長期事業計画の作成・フォローアップを行い、工賃向上につなげる。また、食品衛生管理セミナーを開催し、より品質の良い商品が提供できるよう支援する。</p> <p>(4) 施設外就労・受託作業組替等の促進 障がい者の職域拡大、工賃向上や一般就労へのきっかけともなる施設外就労の促進や地元企業等を訪問し、事業所への作業提供など支援する。</p> <p>(5) 共同作業窓口機能強化 官公庁及び民間企業・団体等からの受注の促進と円滑化を図るため、ワンストップによる対応を行うコールセンターを設置し、問合せ対応及び受発注調整を行う。</p> <p>(6) 工賃日本一事業所ネットワーク協議会の運営 経営基盤の安定・向上等の研修会の実施、事業所同士の連絡会の開催 等</p> <p>(7) 鳥取県立公共施設等建設基金への積立 (元) 境水産高校情報事務科棟の有償貸付にあたり、国庫納付金相当額を鳥取県立公立施設等建設基金に積み立てる。</p>								
【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】								
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。							
設置時期	平成16年7月1日							
会員数	94会員 ※H30.12末現在							
事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
福祉の店販売機能強化事業	7,813	7,813	0				7,813		
トータルコスト	10,194千円 (前年度 10,197千円) [正職員: 0.3人]								
主な業務内容	補助金交付事務、実施主体との連絡調整等								
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上								
事業内容の説明									
1 事業の目的・概要									
障がい者就労継続支援事業所等(以下「事業所」という。)が製作する商品を事業所同士の連携のもと常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援することにより、障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。									
2 主な事業内容									
(1) 支援スキーム									
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に関して障がい者の関わりがあること ・複数の事業所の連携の下に運営がなされていること ・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10力以上の事業所の商品を取り扱うこと 								
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助								
補助率	県1/2、市町村1/2								
補助対象経費	福祉の店を運営するための経費								
(2) 算定方法									
次の算定方法に基づき算出された常設販売部分と移動販売部分の合計額とし、上限は当該年度の運営に要した合計額とする。									
ア 常設販売部分									
【(人件費+家賃-販売手数料-会費) × 前年度対比売上率に基づく配分率】									
人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A: 人件費として支出した額 B: 基準額 (2,143千円) ※基準額は県臨時職員単価をベースとした年間賃金支出額								
家賃	実費								
販売手数料	実績額								
会費	実績額								
○前年度対比売上率に基づく配分率									
前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率
50%未満	50%	90%以上~100%未満	90%	130%以上~140%未満	130%	140%以上~150%未満	140%	150%以上	150%
50%以上~70%未満	60%	100%以上~110%未満	100%	140%以上~150%未満	140%	150%以上	150%		
70%以上~80%未満	70%	110%以上~120%未満	110%	150%以上	150%				
80%以上~90%未満	80%	120%以上~130%未満	120%						
イ 移動販売部分									
【移動販売に係る経費 × 障がい者参加率に基づく配分率】									
移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A: 移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B: 基準額 (798千円) ※基準額は県臨時職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額								
○障がい者参加率に基づく配分率 (障がい者参加率は日単位で算定)									
障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率
20%未満	10%	50%以上~60%未満	50%	80%以上~90%未満	80%	90%以上~95%未満	90%	95%以上~100%未満	100%
20%以上~40%未満	20%	60%以上~70%未満	60%	90%以上~95%未満	90%				
40%以上~50%未満	40%	70%以上~80%未満	70%						

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 農業参入企業による障がい者就労促進事業	(債務負担行為) 7,500		(債務負担行為) 7,500				(債務負担行為) 7,500	
	7,500	0	7,500				7,500	
トータルコスト	13,850千円(前年度0千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県から始まった農福連携では、主に農家と障がい者が利用する就労系事業所とのマッチングにより、農作業の人材を障がい者が担うスキームにより進めてきたところであるが、障がい者雇用に繋がる新たな農福連携のスキームとして、農業参入する企業による事業展開の中で、積極的な障がい者の受け入れを図る企業に対し支援を行い、障がい者雇用1,000人の達成に資する。								
2 主な事業内容								
以下の条件を満たす農業参入企業に対して補助金を交付する。								
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以内に新たに障がい者の正規雇用10人以上を達成する計画を持った企業であること ・ 営農計画の中で十分な販路先が確保されるなど事業の継続性が見込まれること ・ 同種の補助金が活用できる場合は、当該補助金を優先すること ・ 農作業のための人材として施設外就労等により障がい者を受け入れる場合は、労務単価として鳥取県最低賃金を上回る金額を支給すること 							
対象者	農業参入を検討又は実施している企業							
対象事業	障がい者を受け入れた農業経営の開始又は推進するための事業 (例) 機械・施設の整備又はリースに係る経費等							
事業期間	3年以内							
助成率	定額							
助成金	30,000千円以上の設備投資で10名以上雇用: 15,000千円 45,000千円以上の設備投資で15名以上雇用: 22,500千円 60,000千円以上の設備投資で20名以上雇用: 30,000千円 75,000千円以上の設備投資で25名以上雇用: 37,500千円 90,000千円以上の設備投資で30名以上雇用: 45,000千円							
助成金の支払時期及び金額	事業開始の日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4の分割支給とする。 (6か月後以降の支給分は債務負担行為を設定)							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉フォーラム等開催補助事業	2,600	2,300	300	650			1,950	
トータルコスト	5,775千円（前年度 5,478千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金関係業務（交付決定・実績報告・検査）、大会当日の参加・資料作成、開催通知発送業務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者の自立・社会参加の推進を目的として開催されるフォーラムやスポーツ大会を支援し、地域住民への情報発信や意識啓発を行うとともに、スポーツ活動等に参加できる環境を整備する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】福祉フォーラム実行委員会 【補助率】 定額 【財源内訳】 単県							1,300
鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助金	鳥取県身体障害者福祉協会が開催する体育大会の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】鳥取県身体障害者福祉協会 【補助率】 定額 【財源内訳】 国1/2、県1/2							800
全日本 Challenged アクアスロン皆生大会開催事業費補助金	スポーツを通して障がい児・者と地域の方々の交流を図るとともに、自分の力を最大限に発揮し、地域で暮らすことへの自信を持ち、日中活動の充実を図ることを目的として開催される「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】全日本 Challenged アクアスロン皆生大会実行委員会 【補助率】 定額 【財源内訳】 国1/2、県1/2							500
合 計							2,600	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
あいサポート推進事業	13,331	14,275	△944	2,023		(基金繰入金) 9,545	1,763	
トータルコスト	26,826千円（前年度 26,988千円） [正職員：1.7人]							
主な業務内容	委託契約等業務、他県連携・啓発業務、大使活用業務、企業・団体認定業務、障害者差別解消法理解・啓発業務、条例普及関係業務							
工程表の政策目標(指標)	あいサポート運動の推進（障害者差別解消法の理解促進）							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要								
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年9月1日に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称）あいサポート条例」が施行となり、障がいの者の真の自立と社会参加を進めるため、「あいサポート運動を県民全体で取り組む運動」と位置付けた。 あいサポート運動を積極的に推進するため、「あいサポーター研修」「障がい理解への更なる推進」「あいサポート企業・団体の認定及び取組の推進」等を実施する。 障がい者差別解消に向けた取組として、障害者差別解消支援地域協議会（地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワーク）を開催するとともに、民間事業者が実施する合理的配慮に必要となる経費を補助する。 県内の学校やあいサポート認定企業等に対して、あいサポート大使による講演を行う。 障がいのある方が来県しやすい環境づくりを進めるため、事業者等を対象として、障がいのある方の受入れの際に配慮すべきことや対応の方法を研修する。 								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
内 容							予算額	
(1) 「あいサポート運動」研修等事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポーター研修等事業を委託して実施。							7,724	
(2) あいサポート運動の更なる推進事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施 ・あいサポート企業・団体認定制度 ・障害者週間における啓発 ・障がい者への理解促進公開講座の開催 ・バリアフリー観光等を推進する研修会の開催							2,844	
(3) 障害者差別解消法理解促進事業 「障害者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした研修の実施							1,463	
(4) 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備 民間事業者が実施する合理的配慮に必要となる経費を補助							300	
(5) あいサポート大使活用事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 県内の学校等に対して、あいサポート大使による講演を実施							1,000	
合 計							13,331	
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 県内外の方々にあいサポート運動の趣旨に賛同いただき、研修を受講し、あいサポーターとしてあいサポートバッジを身に付けて実践いただいている。 運動の広がりへの期待も大きい反面、県内における周知についてはまだ不十分な面もあり、共生社会の実現に向け一層の啓発が必要である。 								
[平成30年11月末現在の状況]								
○あいサポーター数 441,812人（うち県内73,596人、県外368,216人）								
○あいサポート企業・団体数 1,662企業・団体（うち県内388企業・団体、県外1,274企業・団体）								
○あいサポーター研修回数 5,910回（うち県内1,605回、県外4,305回）								
○あいサポートメッセンジャー（研修講師数） 3,588人（うち県内824人、県外2,764人）								
※ 県外は、連携してあいサポート運動を実施している他の自治体の合計。								
※ 平成30年11月末時点の連携自治体は、島根県、岡山県、広島県、山口県、長野県、奈良県、和歌山県、埼玉県内3市5町、北海道2市、京都府2市及び大阪府2市。								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
失語症者向け意思疎通支援者養成事業	2,170	410	1,760	1,085			1,085													
トータルコスト	2,964千円 (前年度 1,205千円) [正職員: 0.1人]																			
主な業務内容	団体との調整、契約事務等																			
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>失語症者に対する意思疎通支援を行うため、失語症者向け意思疎通支援者の養成及び当該養成に係る指導者の養成を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>失語症者向け意思疎通支援者養成事業</td> <td>厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「失語症者向け意思疎通支援者」を養成する。</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>指導者養成研修への派遣</td> <td>失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>2,170</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>失語症者に対する意思疎通支援については、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて(社会保障審議会障害者部会報告書(H27.12.14付け))」において、「意思疎通支援については、(略)失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべきである。」とされたことを踏まえ、厚生労働省において、失語症者に対する意思疎通支援事業の実施に向けた取組が進められているところである。</p> <p>意思疎通支援事業の実施に当たっては、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を着実に養成していく必要がある。</p>									区分	事業内容	予算額	失語症者向け意思疎通支援者養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「失語症者向け意思疎通支援者」を養成する。	2,000	指導者養成研修への派遣	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	170	合 計		2,170
区分	事業内容	予算額																		
失語症者向け意思疎通支援者養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「失語症者向け意思疎通支援者」を養成する。	2,000																		
指導者養成研修への派遣	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	170																		
合 計		2,170																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	21,690	22,333	△643	7,661		(負担金) 6,368	7,661	
トータルコスト	22,484千円（前年度 23,128千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
① 聴覚障がい者センターの概要								
設置者	鳥取県							
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会							
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市							
聴覚障がい者センターの機能	対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 (1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し (2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 (3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等							
② 聴覚障がい者センター関連経費 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。							3,758
③ 要約筆記者事業 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。							9,831
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。							8,101
合計							17,932	
3 これまでの取組状況、改善点								
平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的に聴覚障がい者支援の充実を図っている。								
また、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。今後も引き続き取組を継続し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境整備を進めていく。								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	95,345	100,231	△4,886	32,844		(負担金) 20,179	42,322	
トータルコスト	101,695千円(前年度106,587千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
① 手話の普及 (単位: 千円)								
区分	事業内容							予算額
ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各地で開催する。							1,645
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金							600
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に係る補助金							800
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金							65
合計							3,110	
② 手話を使いやすい環境整備事業 (単位: 千円)								
区分	事業内容							予算額
遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	ICTを活用した遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施する。							14,407
音声文字変換システム	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声を文字に変換して表示するシステムを運用する。							877
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。							6,576
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。							32,532
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。							9,016
手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者(候補)を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。							1,242
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策	手話通訳者等が頸肩腕障がいに関する健康診断を受けるための体制を整備する。							1,806
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費							371
とっとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金							100
聴覚障がい者相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。							22,458
手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金							1,000
合計							90,385	
③ コミュニケーション支援事業 (単位: 千円)								
区分	事業内容							予算額
障がい者の居場所づくりに対する支援	障がい者と地域住民とが交流できるサロンを設置して、障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に対する補助金							1,000
難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催する取組に対する補助金							850
合計							1,850	
3 これまでの取組状況、改善点								
平成25年10月11日に鳥取県手話言語条例を公布・施行し、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備に関する取組を実施してきたところである。								
これらの取組等により、手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、これを一時的な効果に終わらせることがないよう取組を継続していく必要がある。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業	25,771	27,023	△1,252				25,771	
トータルコスト	33,709千円（前年度 34,968千円）〔正職員：1.0人 非常勤職員：1.0人〕							
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）の概要								
目的	若い世代である高校生をターゲットに、手話によるパフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など、幅広い人たちに手話を身近に感じてもらおうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に開催するもの。							
主催	手話パフォーマンス甲子園実行委員会（会長 平井 伸治）							
共催	鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会							
参加資格	全国の高等学校、特別支援学校高等部に在籍している生徒							
出場チーム	予選審査を通過したチーム							
演技内容	手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コント等のパフォーマンス （演技時間：6分以上8分以内）							
(2) 大会の開催実績								
	日程	会場	優勝チーム					
第1回	平成26年11月23日(日・祝)	県民ふれあい会館(鳥取市)	田鶴浜高等学校(石川県)					
第2回	平成27年9月22日(火・休)	米子市公会堂(米子市)	奈良県立ろう学校(奈良県)					
第3回	平成28年9月25日(日)	倉吉未来中心(倉吉市)	熊本豊学校(熊本県)					
第4回	平成29年10月1日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	奈良県立ろう学校(奈良県)					
第5回	平成30年10月7日(日)	米子コンベンションセンター(米子市)	真和志高等学校(沖縄県)					
(3) 第6回大会について 平成31年秋開催予定								
2 主な事業内容								
事業の項目	予算額	業務の内容						
手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	15,120千円	大会の準備・開催運営（奉迎に係るもの含む）・広報等に要する経費						
奉迎対策費	10,651千円	関係機関との協議や奉迎に要する経費（御視察経費等）						
合計	25,771千円							
※ 大会の開催経費は、上記の他、日本財団の助成金を活用する。								
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>全国で初めてとなる手話言語条例を制定して1年が経過した平成26年11月に、若い世代である高校生を対象とする大会を鳥取市で初めて開催し、これまでに県内各市で5回開催した。</p> <p>大会には、第4回大会を除き、皇室から秋篠宮妃殿下（第1回大会のみ）及び佳子内親王殿下の御臨席を賜るとともに、全国各地から出場高校生及び来場者が会場に集結し、盛大に開催することができた。若さ溢れる高校生が、自分たちの伝えたいことを一生懸命に手話パフォーマンスで披露する姿に、会場は大きな感動の渦に包まれた。</p> <p>大会開催は、若い世代に手話を身近に感じてもらえる場・機会の提供やきこえない人・きこえる人との交流の契機になる等、手話言語の普及のため、非常に意義のあるものであり、また、本県にとって、全国各地から多くの方が来県することにより、PR効果や経済効果を持つ貴重な機会となっている。平成31年度に開催する第6回大会は、より全国の精鋭が集う憧れの大会とするとともに更に内容の濃い大会となるよう、円滑な準備・運営や広報活動等を進めていく予定。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
視覚障がい者情報支援事業	54,608	53,765	843	27,304			27,304	
トータルコスト	56,196千円 (前年度 55,354千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	団体との連絡調整、契約事務、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、次のとおり各種事業を実施する。</p> <p>2. 主な事業内容</p>								
(単位: 千円)								
区分	事業内容							予算額
視覚障がい者支援センター運営事業	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。また、関係機関・団体との協議の場を設け、全盲、ロービジョン(弱視)の特性に応じた支援の充実について検討を行う。 (委託先: 社会福祉法人鳥取県ライトハウス)							12,614
点字図書館運営費補助金	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。							37,512
点字・声の広報発行事業	県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・音声版を作成し、視覚障がい者に提供する。 (委託先: 社会福祉法人鳥取県ライトハウス)							2,622
点字による即時情報ネットワーク事業	社会福祉法人日本盲人会連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。 (委託先: 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会)							1,455
視覚障がい者情報アクセス向上事業	視覚的な情報へのアクセスが困難な視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るため、次の事業を実施する。 ・パソコンをリサイクルして活用し、視覚障がい者を対象としたパソコン講座を開催する。 ・携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末などの情報媒体の活用に係る講座を開催する。 (委託先: 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会)							303
情報アクセス・コミュニケーション研究会	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。							102
合 計							54,608	
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成30年度末に「鳥取県視覚障がい者支援センター」を開設し、視覚障がい者やその家族等からの様々な相談に対して、訪問等によりきめ細やかな相談支援を実施しているところである。</p> <p>全盲、ロービジョン(弱視)では必要となる支援は異なり、その内容も多岐にわたるため、関係機関・団体との協議の場(連絡協議会)を設け、それぞれの特性に応じた支援の充実について検討を進めていく予定である。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源																									
盲ろう者支援センター運営事業	38,569	38,327	242	14,777		6,139	17,653																									
トータルコスト	39,363千円（前年度 39,122千円） [正職員：0.1人]																															
主な業務内容	団体との調整、契約事務等																															
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練等を実施する。</p> <p>注) 盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話（触手話、接近手話）、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。</p>																																
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲ろう者支援センター運営費</td> <td>盲ろう者支援センターの運営（建物の賃借料、自動車のリース料等）</td> <td>2,825</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け相談支援事業</td> <td>盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。</td> <td>14,150</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員養成事業</td> <td>厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。</td> <td>6,773</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</td> <td>盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。</td> <td>11,169</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業</td> <td>盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。</td> <td>3,602</td> </tr> <tr> <td>(新)ふうわの集い開催支援</td> <td>2019ふうわの集い in とつとりの開催経費の一部を支援する。</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>38,569</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	盲ろう者支援センター運営費	盲ろう者支援センターの運営（建物の賃借料、自動車のリース料等）	2,825	盲ろう者向け相談支援事業	盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。	14,150	盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。	6,773	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。	11,169	盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。	3,602	(新)ふうわの集い開催支援	2019ふうわの集い in とつとりの開催経費の一部を支援する。	50	合 計		38,569
区分	事業内容	予算額																														
盲ろう者支援センター運営費	盲ろう者支援センターの運営（建物の賃借料、自動車のリース料等）	2,825																														
盲ろう者向け相談支援事業	盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。	14,150																														
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。	6,773																														
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。	11,169																														
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。	3,602																														
(新)ふうわの集い開催支援	2019ふうわの集い in とつとりの開催経費の一部を支援する。	50																														
合 計		38,569																														
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成27年度に実施した盲ろう者実態調査や、平成28年度に新設した鳥取県盲ろう者支援センターでの相談支援事業の取組等により、通訳・介助員派遣事業の利用時間数が増加するなど、徐々に盲ろう者の社会参加が進んできている。</p>																																

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障がい者アート推進事業	107,583	105,441	2,142	8,500		(基金繰入金) 99,083		
トータルコスト	131,397千円（前年度 129,276千円）〔正職員：3.0人〕							
主な業務内容	委託契約業務、補助金交付業務、関係団体との連絡調整業務							
工程表の政策目標(指標)	障がい者の芸術・文化活動の振興							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要								
平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（愛称：あいサポート・アートとっとりフェスタ）」（以下「全国大会」という。）の成果を未来に引き継ぐとともに、平成30年10月に策定した「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の芸術・文化活動の更なる推進を図っていく。								
また、平成28年3月に設立した「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」（以下「知事連盟」という。）に加盟する都道府県と連携し、障がい者の芸術文化振興を図るとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を国内外に発信する。								
2 主な事業内容								
(1) 「あいサポート・アートセンター」の運営 30,936千円								
平成30年12月に設置した障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。								
＜センターの業務＞								
項目	説明							
常設展示	県内の障がい者の作品の実情を調査し、県内の障がい者の優れた作品を紹介するほか、県外の障がい者の優れた芸術性に触れる機会を提供する。 ・県中部の施設で常設展示するとともに、県東西部でも巡回展を開催。							
情報発信	障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。							
相談支援	創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。							
人材育成	支援者等に対して、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援、及び所有権、著作権その他の権利の保護等について研修等を行う。							
普及啓発	障がい者やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。							
※委託先：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）								
(2) 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催 872千円								
「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。								
(3) 障がい者アート活動支援事業補助金 17,000千円								
障がい者や障がい者が所属する団体等が行う芸術・文化活動に対して支援を行う。								
項目	説明							
団体練習経費等補助	障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。 【補助上限20万円】							
個展等開催経費補助	障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。 【補助上限20万円】							
交流促進事業	障がいのある人となない人との文化芸術を通じた交流活動を促進する取組に要する経費を補助する。 【補助上限50万円】							
文化芸術鑑賞機会拡大事業	障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会を拡大する取組に要する経費を補助する。 【1/2補助、補助上限25万円】							

- (4) 「あいサポート・アートとっとり祭」の開催 19,075 千円
 障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。
- (5) 「あいサポート・アートとっとり展」の開催 12,444 千円
 障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。
- (6) 障がい者と健常者が共につくる芸術 26,906 千円
 全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援し、「じゅう劇場」の取組を継続して県内全域に広めるとともに、海外にも積極的にPRする。
 ※事業実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）
- (7) 知事連盟に係る連絡調整費 350 千円
 知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。

※（４）、（５）については、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による「東京 2020 応援プログラム」の認証を目指す。

3 これまでの取組状況、改善点

平成 26 年度に開催した全国大会を通じ、障がい者の芸術・文化活動が活発化し、社会参加の促進が図られるとともに、県民の障がいに対する理解が進み、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向けた土台がつけられた。

その成果を引き継ぎ、平成 27 年度以降においても、多様な分野の取組等を通じて障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援しながら、県内外の優れた障がい者アートの展示、ワークショップ等により障がい者アートの魅力を広めるとともに、レベルの高い県内舞台芸術の情報発信にも努めているところである。

平成 30 年度には、同年 6 月に公布、施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」を策定し、障がい者の文化芸術活動の更なる推進を図っている。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、知事連盟として機運を高めるため、イベントの実施等に取り組んでいる。

- <平成 26 年度> ・全国大会（第 14 回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会）の開催（H26. 7 月～11 月）
- <平成 27 年度～> ・あいサポート・アートインフォメーションセンターの設置
 ・障がい者アート活動支援事業補助金（平成 25 年度から継続実施）
 ・あいサポート・アートとっとり祭、とっとり展の開催
 ・障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」への支援
- <平成 28 年度> ・知事連盟のキックオフイベントとして「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ 2016」を開催
- <平成 29 年度> ・障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」による海外公演（フランス・ナント市）の実施
- <平成 30 年度> ・「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」策定（平成 30 年 10 月）
 ・障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」設置（平成 30 年 12 月）

障がい福祉課（内線：7856、7866、7193、7141）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費	19,826	25,424	△5,598				19,826	
トータルコスト	88,887千円（前年度 94,546千円） [正職員：8.7人 非常勤職員：1.6人]							
主な業務内容	審査業務、指定医師関係業務、社会福祉統計等取りまとめ、各障害手帳交付事務、会議開催事務、委員任命事務、契約事務、事業者情報管理、連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
以下の各種事務に係る経費。								
(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行・管理業務にかかる経費								
(2) 「鳥取県障害者施策推進協議会」の運営にかかる経費								
(3) 「鳥取県障害者介護給付費等不服審査会」の開催にかかる経費								
(4) 「障害福祉サービス事業者等管理システム」の運用・改修にかかる経費								
(5) 障がい福祉課業務の総括及び課内外の連絡調整等にかかる経費								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者福祉事務費（3障がい手帳事務費）								
3障がい手帳（身体・療育・精神）の発行・管理業務、障がい者の援護に係る市町村間の調整業務、鳥取市中核市移行に係る電算システムの保守料県負担金支払業務を行う。								
【県内の3障がい手帳所持者数（平成30年3月末現在）】								
	区分	人数	備考					
	身体障がい者	28,264人	身体障害者手帳					
	知的障がい者	5,538人	療育手帳					
	精神障がい者	7,126人	精神障害者保健福祉手帳					
	合計	40,928人						
(2) 鳥取県障害者施策推進協議会運営事業								
障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、有識者、当事者団体、サービス事業者等により調査審議する。								
(3) 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会運営事業								
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が行った介護給付費及び障害児通所給付費等に係る、障害支援区分の決定等行政処分に対する不服がある障がい児・者等の審査請求に対する審査を行う。								
(4) 障害者総合支援法施行事務費（指定事業者管理事業）								
指定障害福祉サービス事業者等の情報を管理する「障害福祉サービス指定事業者等管理システム」の保守管理業務をシステム開発事業者に委託し実施する。また、平成31年10月の消費増税に係る障害福祉報酬（処遇改善加算）の見直しに伴い、システム改修を行う。								
(5) 障がい福祉課管理運営費								
障がい福祉課の総括及び課内外の連絡調整等を行う。								

障がい福祉課（内線：7201）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】障がい者コミュニケーションに係るあいサポート条例推進事業	0	2,358	△2,358					
トータルコスト	0千円（前年度 4,742千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
事業終了のため廃止する。（重度心身障がい児・者のコミュニケーションに係る情報発信）								

2項 児童福祉費
3目 母子福祉費

障がい福祉課 (内線: 7152)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	3,905	6,527	△2,622	2,343			1,562	
トータルコスト	13,431千円 (前年度 14,472千円) [正職員: 1.2人、非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	認定審査、支払事務、市町村事務監査、制度の周知							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>20歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいをもつ在宅児童を監護・養育している者に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 特別児童扶養手当の支給に係る認定・市町村指導等に要する経費 (2,343千円、国10/10) (平成30年4月30日現在の受給権者数: 1,183人)</p> <p>(2) 特別児童扶養手当支払事務システム管理委託料 (1,562千円 単県)</p>								

障がい福祉課 (内線: 7856)
(単位: 千円)

4目 心身障がい者扶養共済事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																													
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																														
心身障がい者扶養共済事業費	192,329	199,972	△7,643	32,521		(心身障がい者扶養共済事業収入) 122,864	36,944																														
トータルコスト	195,504千円 (前年度 203,150千円) [正職員: 0.4人、非常勤職員: 1.0人]																																				
主な業務内容	年金給付金の支払、加入者掛金の収納、制度の周知等																																				
工程表の政策目標(指標)	-																																				
事業内容の説明																																					
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>心身障がい者の保護者である加入者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に対して終身一定額の年金を支給することにより、障がい者の生活の安定と、保護者が抱く障がい者の将来に対する不安の軽減を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>心身障がい者を扶養している者(加入者)が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、その者が扶養していた障がい者に年金を支給する。 (心身障がい者年金給付金: 20,000円/月・口、加入者数は1人2口まで) (単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者年金給付金</td> <td>106,903</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱退一時金給付金等</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別調整費負担金</td> <td>64,842</td> <td>扶養共済制度運営費</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>18,110</td> <td>加入者掛金等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>974</td> <td>システム委託料・標準事務費等</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>192,329</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>加入者及び年金受給者の状況 (平成30年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>加入者数</td> <td>253人</td> </tr> <tr> <td>加入者口数</td> <td>364口</td> </tr> <tr> <td>年金受給者数</td> <td>361人</td> </tr> <tr> <td>年金受給者口数</td> <td>414口</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	備考	心身障害者年金給付金	106,903		脱退一時金給付金等	1,500		特別調整費負担金	64,842	扶養共済制度運営費	保険料	18,110	加入者掛金等	その他	974	システム委託料・標準事務費等	合計	192,329		加入者数	253人	加入者口数	364口	年金受給者数	361人	年金受給者口数	414口
区分	予算額	備考																																			
心身障害者年金給付金	106,903																																				
脱退一時金給付金等	1,500																																				
特別調整費負担金	64,842	扶養共済制度運営費																																			
保険料	18,110	加入者掛金等																																			
その他	974	システム委託料・標準事務費等																																			
合計	192,329																																				
加入者数	253人																																				
加入者口数	364口																																				
年金受給者数	361人																																				
年金受給者口数	414口																																				

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

障がい福祉課 (内線: 7862)

4目 精神衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
アルコール・薬物等依存症支援対策事業	3,881	3,867	14	250			3,631																									
トータルコスト	7,056千円 (前年度 7,045千円) [正職員: 0.4人]																															
主な業務内容	アルコール・薬物依存症等関連相談、普及啓発、関係機関との連絡調整等																															
工程表の政策目標(指標)	-																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>アルコール・薬物等依存症に係る相談体制の充実、依存症に対する正しい知識の普及啓発、依存症からの回復支援、薬物依存症支援拠点機関の設置により、アルコール・薬物等依存症に対する支援対策の推進を図る。</p>																																
<p>2 主な事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合的な政策立案</td> <td>地域依存症対策推進委員会の開催 医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討する。</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>アルコール・薬物依存症等相談支援</td> <td>① 精神科医等による定例相談会の開催 (73千円) 西部福祉保健局で、精神科医等による依存症に関する定例相談会を開催する。 ② 家族教室の開催【地域生活支援事業(障がい者社会参加促進事業)で実施】 依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会(ピアカウンセリング)を開催する。 ③ 相談担当者研修会の開催 (153千円) 市町村担当課、障がい者相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催する。</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td>「アディクション・フォーラム」の開催支援 様々な依存症に関する複数の自助団体が協働して開催するフォーラムに対し、その経費を助成する。 (補助上限額: 500千円 補助率 10/10: 国 1/2、県 1/2)</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>回復支援</td> <td>薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金 薬物依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。 (補助上限額: 1,959千円 補助率: 10/10)</td> <td>1,959</td> </tr> <tr> <td>医療提供体制の整備</td> <td>依存症専門医が在籍する精神科病院を「薬物依存症支援拠点」に指定するとともに、支援コーディネーターを配置し、相談対応、依存症に関する取組の情報発信、医療機関等を対象とした薬物依存症に関する研修会を実施する。 【アルコール健康障害対策事業で要求】</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>依存症普及啓発リーフレットの改訂</td> <td>1,056</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>3,881</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	総合的な政策立案	地域依存症対策推進委員会の開催 医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討する。	140	アルコール・薬物依存症等相談支援	① 精神科医等による定例相談会の開催 (73千円) 西部福祉保健局で、精神科医等による依存症に関する定例相談会を開催する。 ② 家族教室の開催【地域生活支援事業(障がい者社会参加促進事業)で実施】 依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会(ピアカウンセリング)を開催する。 ③ 相談担当者研修会の開催 (153千円) 市町村担当課、障がい者相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催する。	226	普及啓発	「アディクション・フォーラム」の開催支援 様々な依存症に関する複数の自助団体が協働して開催するフォーラムに対し、その経費を助成する。 (補助上限額: 500千円 補助率 10/10: 国 1/2、県 1/2)	500	回復支援	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金 薬物依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。 (補助上限額: 1,959千円 補助率: 10/10)	1,959	医療提供体制の整備	依存症専門医が在籍する精神科病院を「薬物依存症支援拠点」に指定するとともに、支援コーディネーターを配置し、相談対応、依存症に関する取組の情報発信、医療機関等を対象とした薬物依存症に関する研修会を実施する。 【アルコール健康障害対策事業で要求】	-	事務費	依存症普及啓発リーフレットの改訂	1,056	合計		3,881
区分	事業内容	予算額																														
総合的な政策立案	地域依存症対策推進委員会の開催 医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討する。	140																														
アルコール・薬物依存症等相談支援	① 精神科医等による定例相談会の開催 (73千円) 西部福祉保健局で、精神科医等による依存症に関する定例相談会を開催する。 ② 家族教室の開催【地域生活支援事業(障がい者社会参加促進事業)で実施】 依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会(ピアカウンセリング)を開催する。 ③ 相談担当者研修会の開催 (153千円) 市町村担当課、障がい者相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催する。	226																														
普及啓発	「アディクション・フォーラム」の開催支援 様々な依存症に関する複数の自助団体が協働して開催するフォーラムに対し、その経費を助成する。 (補助上限額: 500千円 補助率 10/10: 国 1/2、県 1/2)	500																														
回復支援	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金 薬物依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。 (補助上限額: 1,959千円 補助率: 10/10)	1,959																														
医療提供体制の整備	依存症専門医が在籍する精神科病院を「薬物依存症支援拠点」に指定するとともに、支援コーディネーターを配置し、相談対応、依存症に関する取組の情報発信、医療機関等を対象とした薬物依存症に関する研修会を実施する。 【アルコール健康障害対策事業で要求】	-																														
事務費	依存症普及啓発リーフレットの改訂	1,056																														
合計		3,881																														